

福岡県公報

令和八年四月十日
第六百八十五号
増刊
①

目次

再掲

- 福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………一
- 福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………三三
- 福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………三七
- 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………三七
- 福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………三八
- 福岡県公印規程の一部を改正する訓令 (法務・県民情報課) ……………三九
- 福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令 (財産活用課) ……………四〇
- 福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する訓令 (財産活用課) ……………四一
- 知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程 (防災企画課) ……………四一
- 知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程 (消防保安課) ……………四二
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………四二

再掲

福岡県条例の公布等に関する条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに

再掲する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十四号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

する。

目次

- 「第一目 秘書室の所掌事務(第九条・第十条)」
- 「第二目 総務部の所掌事務(第十一条―第二十条の三の四)」
- 「第二目の二 企画・地域振興部の所掌事務(第二十条の四―第二十条の二十二)」
- 「第三目 人づくり・県民生活部の所掌事務(第二十一条―第三十条の五)」
- 「第三目の二 保健医療介護部の所掌事務(第三十一条―第三十一条の七の三)」
- 「第三目の三 福祉労働部の所掌事務(第三十一条の七の四―第三十一条の七の十)」
- 「四)」
- 「第一目 総務部の所掌事務(第九条―第二十条)」
- 「第二目 政策企画部の所掌事務(第二十条の二―第二十条の七)」
- 「第二目の二 市町村・地域振興部の所掌事務(第二十条の八―第二十条の十八)」
- 「第三目 人材育成・活躍推進部の所掌事務(第二十一条―第三十条)」
- 「第三目の二 保健医療介護部の所掌事務(第三十一条―第三十一条の七の三)」
- 「第三目の三 福祉子ども政策部の所掌事務(第三十一条の七の四―第三十一条の七の十一)」
- 「の七の十一)」
- 「企画・地域振興部に」を「政策企画部に」に、
- 「第一節の三 人づくり・県民生活部に属する出先機関」
- 「第一款 アジア文化交流センター(第八十六条の二―第八十六条の四)」
- 「第二款 女性相談支援センター(第八十六条の五―第八十六条の七)」
- 「第三款 女性自立支援施設(第八十六条の八)」
- 「第四款 消費生活センター(第八十六条の九―第八十六条の十一)」

「第一節の三 市町村・地域振興部に属する出先機関」
 第一款 消費生活センター（第八十六条の二―第八十六条の四）
 第二款 アジア文化交流センター（第八十六条の五―第八十六条の七）
 第一節の四 人材育成・活躍推進部に属する出先機関

第一款 労働者支援事務所（第八十六条の八―第八十六条の十）

第二款 女性相談支援センター（第八十六条の十一―第八十六条の十三）

第三款 女性自立支援施設（第八十六条の十四）

第四款 高等技術専門学校（第八十六条の十五―第八十六条の十七）

第五款 障害者職業能力開発校（第八十六条の十八―第八十六条の二十）

「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に、「第七十七条」を「第三百三十七条」に改め、

「第四款 労働者支援事務所（第八十六条―第一百十條）」

第五款 高等技術専門学校（第一百一十條―第一百三三條）を削る。

第六款 障害者職業能力開発校（百三十四條―百三十七條）

第二款第一号中「秘書室及び」を削る。

第六條第一項中「企画・地域振興部 人づくり・県民生活部」を「政策企画部 市町村・地域振興部 人材育成・活躍推進部」に、「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

第七條第一項を削り、同條第二項中「局、課」及び「各課」の下に「及び室」を加え、同項第一号の表中行政経営企画課の項の前に次のように加える。

行政マネジメント課	総務係 経営企画係 働き方改革係 健康管理係
法務・県民情報課	法務係 公益法人・宗教係 文書係 情報公開係

第七條第二項第一号の表中行政経営企画課の項及び県民情報広報課の項を削り、総務事務厚生課の項の次に次のように加える。

統計課	
-----	--

第七條第二項第一号の表中防災危機管理局の部を次のように改める。

機 局	防災企画課	防災総務係 防災企画係 原子力安全対策係 防災指導係
危 理	危機管理課	初動・連携推進係 防災訓練係 防災情報係 危機管理係
防 管	消防保安課	消防係 産業保安係

第七條第二項第二号を次のように改める。
 二 政策企画部

秘書・政策室	秘書第一係 秘書第二係
企画総務課	総務係 予算・重点係
広報課	戦略推進係 情報基盤・セキュリティ係 庁内システム運用係
デジタル戦略推進課	
国際局	国際政策課 政策係 管理係 外国人材支援係
	国際交流課 東アジア係 東南アジア係 インド・欧米係

第七條第二項第十号の表都市計画課の項中「市街地整備係」の下に「花のまちづくり推進係」を加え、同表建築指導課の項中「企画係 建築指導係」を「企画指導係」に改め、同表下水道課の項中「下水道課」を「上下水道課」に改め、同表住宅計画課の項中「住環境整備係」を削り、同表県営住宅課の項中「業務係 建替改善係」を「建替・保全係」に改め、同号を同條第二項第十一号とし、同項第九号の表砂防課の項中「傾斜地保全係」を「管理係 傾斜地保全係」に改め、同号を同條第二項第十号とし、同項第八号を第九号とし、同項第七号の表中中小企業振興課の項を削り、同表スタートアップ推進課の項中「新分野推進係」を削り、同表中中小企業技術振興課の項及び工業保安課の項を削り、企業立地課の項の次に次のように加える。

業 局	中小企業経営支援課	管理指導係 金融係 経営力向上係 地域経済係 経営支援
小 興	中小企業技術振興課	第一係 経営支援第二係
中 振	中小企業技術振興課	企画管理係 技術支援係

第七條第二項中第七号を第八号とし、同項第六号環境保全課の項中「環境保全課」を「水・大気環境課」に改め、「地球温暖化対策係」を削り、同項の次に次のように加える。

脱炭素社会推進課

企画調整係 地域脱炭素推進係 再生可能エネルギー推進係

第七條第二項第六号の表監視指導課の項中「監視指導課」を「産業廃棄物監視指導課」に改め、同号を同条第二項第七号とし、同項第五号中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改め、同号の表中労働局の部を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の表生活衛生課の項中「乳肉衛生係」を「動物愛護・乳肉衛生係」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改め、同号の表社会活動推進課の項中「社会活動推進課」を「人材活躍・労働総務課」に改め、「予算・重点係」の下に「労働調整係」を加え、同表中文化振興課の項及び生活安全課の項を削り、女性活躍推進課の項の次に次のように加える。

労働局 政策	就業支援課	障がい者支援係 若者支援係 中高年・高齢者支援係 雇用
	職業能力開発課	管理係 公共訓練係 技能振興係

第七條第二項第三号の表スポーツ局の部スポーツ企画課の項中「企画管理係 スポーツ交流係」を「計画係 戦略企画・大会誘致係」に改め、同号を同条第二項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 市町村・地域振興部

地域振興総務課	総務係 予算・重点係
市町村政策支援課	総務係
市町村行政財政支援課	調整係 行政係 財政係 理財係 税政係 選挙係
生活安全課	交通安全係 地域安全推進係 性暴力・犯罪被害対策係 消費者安全係
交通局	企画調整係 福岡空港係
空港・政策	北九州空港係 貨物拠点化推進係
空港政策課	総務企画係 旅客自動車係
交通政策課	企画係 芸術振興係
文化政策課	企画係 芸術振興係
文化局	施設活用第一係 施設活用第二係 世界遺産係
文化施設課	九博・世界遺産・文化施設課

第七條中第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。
第七條の二第一項中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同項の表中総合政策課

の項から文化振興課の項までを削り、人事課の項の次に次のように加える。

地域振興総務課	共助社会づくり推進室
文化政策課	新県立美術館建設室

第七條の二第一項の表中水資源対策課の項を削り、同表に次のように加える。

上下水道課	上下水道事業室
-------	---------

第七條の二第二項の表中エネルギー政策室の項の前に次のように加える。

共助社会づくり推進室	NPO認証係 協働係
国際スポーツ大会推進室	国際大会第一係 国際大会第二係

第七條の二第二項の表中エネルギー政策室の項及びデジタル戦略推進室の項を削る。

第八條第四項中「職務改善調査監を」の下に「市町村・地域振興部に市町村連携推進監を」を加え、同条第五項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、「市町村振興局、空港対策局」を削り、「国際局」の下に「空港・交通政策局、文化局、労働政策局」を加え、「労働局、人権・同和対策局」を「人権・同和対策局、中小企業振興局」に改め、同条第七項中「第七條第二項及び第三項」を「第七條各項」に改め、同条第八項中「各室」の下に「のうち知事が特に必要と認める課又は室」を加え、同条第九項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、「各課」及び「認める課」の下に「又は室」を、「課長技術補佐」の下に「又は室長技術補佐」を加え、同条第十一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第二項」を削り、同条第十二項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同条第十三項中「及び第二項」を削り、「各室」を「室」に改め、同条第十四項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に、「企画・地域振興部情報政策課」を「政策企画部デジタル戦略推進課及び市町村・地域振興部市町村政策支援課」に改め、同条第十五項中「及び第二項」を削り、同条第十六項を次のように改める。

16 第七條第一項に規定する総務部行政マネジメント課に健康管理監を、総務部法務・県民情報課に県政情報監を、総務部人事課に監察監及び監察員を、総務部防災危機管理課に防災危機管理専門監を、政策企画部秘書・政策室に政策監を、市町村・地域振

興部市町村政策支援課に地域政策監を、保健医療介護部介護保険課及び福祉こども政策部福祉総務課に監査指導監を置く。

第八条第十七項及び第十八項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

「第一目 秘書室の所掌事務」を「第一目 総務部の所掌事務」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

(行政マネジメント課の所掌事務)

第九条 第七条第一項に規定する総務部行政マネジメント課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務係

イ 官報掲載事項の送付に関する事

ロ 県史資料編集に関する事

ハ 叙位及び叙勲並びに褒章及び表彰(職員表彰を除く。)に関する事

ニ 庶務に関する事

ホ 財務会計に関する事

ヘ 総務部各課の連絡調整に関する事

ト 各課及び各室に属しない事務の処理に関する事

二 経営企画係

イ 行政改革の推進に係る企画、調査及び調整に関する事

ロ 行政評価に関する事

ハ 公の施設の設置及び管理に関する事

ニ 福岡県地方行政連絡会議に関する事

三 働き方改革係

イ 職員の意識改革に関する事

ロ 事務の執行の効率化に関する事

四 健康管理係

イ 職員の安全衛生管理に関する事

ロ 福岡県職員健康管理センターに関する事

(法務・県民情報課の所掌事務)

第十条 第七条第一項に規定する総務部法務・県民情報課の所掌事務は、次のとおりと

する。

一 公印に関する事

二 文書の審査、收受、発送、編集及び保存に関する事

三 文書の浄書管理に関する事

四 行政手続法(平成五年法律第八十八号)及び福岡県行政手続条例(平成八年福岡県条例第一号)の施行に係る事務の指導、助言及び調整に関する事

五 聴聞主宰者に関する事

六 条例案、規則案、告示案、公告案及び訓令案の審査に関する事

七 法令等の解釈その他法制意見の提示に関する事

八 福岡県公報に関する事

九 訴訟及び行政上の不服申立てに係る事務の指導、助言及び調整に関する事

十 審査請求の審理に関する事

十一 福岡県行政不服審査会に関する事

十二 一般社団法人及び一般財団法人(公益目的支出計画の実施が完了していないものに限る。)、公益社団法人及び公益財団法人並びに公益信託に係る事務の総括に

関する事

十三 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の施行に関する事

十四 情報公開の公文書開示に係る事務の総括に関する事

十五 政治倫理確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する事

十六 個人情報保護の保護に関する事務の総括に関する事

十七 県民情報センター及び地区県民情報コーナーでの情報提供に関する事

十八 庶務に関する事

十九 財務会計に関する事

二十 公文書館に関する事

2 法務・県民情報課法務係の所掌事務は、前項第四号から第九号まで、第十一号、第十八号及び第十九号に掲げる事務とする

3 法務・県民情報課公益法人・宗教係の所掌事務は、第一項第十二号及び第十三号に掲げる事務とする

4 法務・県民情報課文書係の所掌事務は、第一項第一号から第三号まで及び第二十号

掲げる事務とする

に掲げる事務とする。

5 法務・県民情報課情報公開係の所掌事務は、第一項第十四号から第十七号までに掲げる事務とする。

「第二目 総務部の所掌事務」を削る。

第十一条を削る。

第十二条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条を第十二条とする。

第十四条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条から第十九条までを削る。

第二十条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第二十条の二から第二十条の三までを削る。

第二十条の二の四中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、第三十号

を削り、第三十一号を第二十九号とし、第三十二号を第三十号とし、第三十三号を第三十一号とし、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(統計課の所掌事務)

第十七条 第七条第一項に規定する総務部統計課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 統計法(平成十九年法律第五十三号)の規定に基づく基幹統計(周期調査)のうち、国勢調査、経済センサス、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、全国家計

構造調査、農林業センサス、漁業センサス及び社会生活基本調査に関すること。

二 統計法の規定に基づく基幹統計(経常調査)のうち、労働力調査、小売物価統計調査、家計調査、毎月勤労統計調査、学校基本調査及び学校保健統計調査に関すること。

三 福岡県が実施する統計調査の総合調整に関すること。

四 県民経済計算に関すること。

五 市町村民経済計算に関すること。

六 産業連関表に関すること。

七 福岡県が実施する統計調査のうち、人口に関すること。

八 統計・経済資料の整備及び資料室の管理に関すること。

九 統計に関する広報・啓発に関すること。

十 庶務に関すること。

十一 財務会計に関すること。

第二十条の三及び第二十条の三の二を削る。

第二十条の三の三中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一 防災総務係

イ 庶務に関すること(総務部防災危機管理局危機管理課及び総務部防災危機管理局消防保安課に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。)を含む。)

ロ 総務部防災危機管理局の予算の総括に関すること。

ハ 財務会計に関すること。

二 防災企画係

イ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ロ 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の施行に関すること。

ハ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年法律第九十五号)の施行に関すること。

ニ 災害対策に関する事務の総合企画、調査及び調整に関すること。

第二十条の三の三第四号を次のように改める。

四 防災指導係

イ 災害対策基本法の施行に関する事務のうち、市町村地域防災計画に関すること。

ロ 市町村の災害対策に関する事務の助言及び調整に関すること。

第二十条の三の三を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(防災危機管理局危機管理課の所掌事務)

第十九条 第七条第一項に規定する総務部防災危機管理局危機管理課の各係ごとの所掌

事務は、次のとおりとする。

一 初動・連携推進係

- イ 災害の初動対応に関するものうち、他課及び他係に属しないこと。
- ロ 防災関係機関等との連携の推進に関するもの。
- ハ 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するもの。

二 財務会計に関するもの。

二 防災訓練係

- イ 防災訓練に関するもの。

三 防災情報係

- イ 防災・行政情報通信ネットワークの管理及び運用に関するもの。
- ロ 防災・行政情報通信ネットワーク設備の保全に関するもの。

四 危機管理係

- イ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請等に関するもの。
- ロ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第十二号）の施行に関するもの。

ハ 危機管理の調整に関するもの。

- ニ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）に基づく施設及び区域の提供並びにこれに関する連絡調整及び要請等に関するもの。

ホ その他他基地関係事務に関するもの。

第二十条の三の四の見出し中「消防防災指導課」を「消防保安課」に改め、同条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「消防防災指導課」を「消防保安課」に改め、第二号を次のように改める。

二 産業保安係

- イ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の施行に関するもの。
- ロ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の施行に関するもの。
- ハ 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の規定に基づく

電気導入計画等に関するもの。

- ニ 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）の施行に関する事務のうち、猟銃等に関するもの。
- ホ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の施行に関する事務のうち、損失補償の裁定等に関するもの。

ヘ 電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）の施行に関するもの。

ト 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の施行に関するもの。

チ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の施行に関する事務のうち、損失補償の裁定等に関するもの。

リ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の施行に関するもの。

ヌ 電気工業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の施行に関するもの。

ル 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の施行に関する事務のうち、損失補償の裁定等に関するもの。

第二十条の三の四を第二十条とし、同条の次に次の目名及び二条を加える。

第二目 政策企画部の所掌事務

（秘書・政策室の所掌事務）

第二十条の二 第七条第一項に規定する政策企画部秘書・政策室の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 知事及び副知事の秘書に関するもの。
- 二 皇室に関するもの。
- 三 県の重要施策及び重要事業（以下「重要施策等」という。）についての各部（部に属しない課を含む。）との連絡及び調整に関するもの。

四 庶務に関するもの。

五 財務会計に関するもの。

2 秘書・政策室秘書第一係の所掌事務は、前項第二号、第四号及び第五号に掲げる事務とする。

3 秘書・政策室秘書第二係の所掌事務は、第一項第一号に掲げる事務のうち、日程調

整に関する事務とする。

(企画総務課の所掌事務)

第二十条の三 第七条第一項に規定する政策企画部企画総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の規定に基づく九州地方行政連絡会議に関する事。
 - 二 県政の総合企画、調査及び調整に関する事。
 - 三 地方分権改革の推進に関する事。
 - 四 経済動向等の調査及び分析(鉱工業指数に関する事を含む。)並びにデータ利活用の推進に関する事。
 - 五 その他知事が特に指定する事項の企画、調査、調整等に関する事。
 - 六 庁議等に関する事。
 - 七 政策企画部に係る総合企画、調査及び調整に関する事(次号及び第十一号に掲げる事務を除く。)
 - 八 政策企画部に係る広報に関する事務の総括に関する事。
 - 九 政策企画部に係る人事に関する事務の総括に関する事。
 - 十 政策企画部に係る予算の総括に関する事。
 - 十一 政策企画部に係る重要施策等の総括に関する事。
 - 十二 庶務に関する事。
 - 十三 財務会計に関する事。
 - 十四 東京事務所に関する事。
 - 十五 政策企画部各課の連絡調整に関する事。
 - 十六 政策企画部に属する事務で他課に属しない事。
- 2 企画総務課総務係の所掌事務は、前項第九号、第十二号、第十五号及び第十六号に掲げる事務とする。
- 3 企画総務課予算・重点係の所掌事務は、第一項第七号、第十号、第十一号及び第十三号に掲げる事務とする。
- 「第二目の二 企画・地域振興部の所掌事務」を削る。
- 第二十条の四を次のように改める。

(広報課の所掌事務)

第二十条の四 第七条第一項に規定する政策企画部広報課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県行政に係る広報の総合企画、調整及び実施に関する事。
 - 二 県行政に係る広聴の総合企画、調整及び実施に関する事。
 - 三 報道機関との連絡調整に関する事。
 - 四 県政記者室に関する事。
 - 五 国、市町村及び各種団体との広報に係る連絡調整に関する事。
 - 六 県民からの要望事項等の処理に係る事務の総括に関する事。
 - 七 国、市町村及び各種団体との広聴に係る連絡調整に関する事。
 - 八 県民相談室並びに保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所(以下「保健福祉環境事務所等」という。)での県民相談に関する事。
 - 九 県庁見学の案内に関する事。
 - 十 庁内放送に関する事。
 - 十一 庶務に関する事。
 - 十二 財務会計に関する事。
- 第二十条の四の二から第二十条の七までを削る。
- 第二十条の八の見出し中「情報政策課」を「デジタル戦略推進課」に改め、同条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「企画・地域振興部情報政策課」を「政策企画部デジタル戦略推進課」に改め、第一号を次のように改める。
- 一 戦略推進係
 - イ 情報化施策の総合企画に関する事。
 - ロ 庁内のデジタル化推進に関する事務のうち、他課及び他係に属しない事。
 - ハ 職員の情報技術研修その他情報技術能力の開発に関する事のうち、他課に属しない事。
 - ニ 庶務に関する事。
 - ホ 財務会計に関する事。
- 第二十条の八第三号に次のように加える。
- ハ 社会保障・税番号制度に関する事務のうち、他課に属しない事。

第二十条の八を第二十条の五とし、同条の次に次の二条を加える。
(国際局国際政策課の所掌事務)

第二十条の六 第七条第一項に規定する政策企画部国際局国際政策課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 政策係

イ 国際関係行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

ロ 公益財団法人福岡県中小企業振興センターに関する事務のうち、海外事務所に
関すること。

ハ 海外派遣研修生との連絡調整に関すること。

ニ 国連ハビタット福岡本部の支援に関すること。

二 管理係

イ 庶務に関すること(政策企画部国際局国際交流課に係るもの(公印の管守、職
員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること
を除く。)を含む。)

ロ 政策企画部国際局の予算の総括に関すること。

ハ 財務会計に関すること。

ニ パスポートセンターに関すること。

ホ 公益財団法人福岡県国際交流センターに関すること。

ヘ 海外協力に関すること。

三 外国人材支援係

イ 在住外国人及び外国人留学生に対する支援に関すること。

ロ 外国人向け情報発信に関すること。

ハ 移住関係団体の指導及び連絡調整に関すること。

(国際局国際交流課の所掌事務)

第二十条の七 第七条第一項に規定する政策企画部国際局国際交流課の各係ごとの所掌
事務は、次のとおりとする。

一 東アジア係

イ 海外の自治体等との姉妹友好提携に関する事務のうち、東アジアに関すること
。

ロ 姉妹友好提携を行つた海外の自治体等との交流に関する事務のうち、東アジア
に関すること。

ハ その他国際交流に関する事務のうち、東アジアに関すること。

ニ 庶務に関する事務のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集
及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

ホ 財務会計に関すること。

二 東南アジア係

イ 海外の自治体等との姉妹友好提携に関する事務のうち、東南アジアに関するこ
と。

ロ 姉妹友好提携を行つた海外の自治体等との交流に関する事務のうち、東南アジ
アに関すること。

ハ その他国際交流に関する事務のうち、東南アジアに関すること。

三 インド・欧米係

イ 海外の自治体等との姉妹友好提携に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 姉妹友好提携を行つた海外の自治体等との交流に関する事務のうち、他係に属
しないこと。

ハ その他国際交流に関する事務のうち、他係に属しないこと。

第二十条の七の次に次の目名及び一条を加える。

第二目の二 市町村・地域振興部の所掌事務

(地域振興総務課の所掌事務)

第二十条の八 第七条第一項に規定する市町村・地域振興部地域振興総務課の所掌事務
は次のとおりとする。

一 国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定に基づく全国計画及び広
域地方計画に関すること。

二 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第三百三十四号)の施行に関すること。

三 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)の施行に関するこ
と。

四 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五百二十二号)の施行に関す
ること。

五 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

六 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の施行に関する事

七 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の施行に関する事

八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づく特定住宅用地の譲渡及び土地の譲渡予定価格の申出の認定に関する事

十一 県際間にわたる開発計画の連絡調整に関する事

十二 地価動向、土地利用等に係る調査統計に関する事

十三 石油貯蔵施設及び発電用施設の立地対策に関する事

十四 ほた山災害防止事業に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十五 鉱害対策に関する事務の総合調整に関する事

十六 休廃止鉱山鉱害防止事業に関する事

十七 石炭鉱放置坑口閉そく事業に関する事

十八 市町村・地域振興部に係る総合企画、調査及び調整に関する事（次号及び第二十二号に掲げる事務を除く。）。

十九 市町村・地域振興部に係る広報に関する事務の総括に関する事

二十 市町村・地域振興部に係る人事に関する事務の総括に関する事

二十一 市町村・地域振興部に係る予算の総括に関する事

二十二 市町村・地域振興部に係る重要施策等の総括に関する事

二十三 庶務に関する事（市町村・地域振興部地域振興総務課共助社会づくり推進室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事を除く。）を含む。）。

二十四 財務会計に関する事（市町村・地域振興部地域振興総務課共助社会づくり推進室に係るものを含む。）。

二十五 市町村・地域振興部各課の連絡調整に関する事

二十六 市町村・地域振興部に属する事務で他課に属しないこと。

2 地域振興総務課総務係の所掌事務は、前項第二十号、第二十三号、第二十五号及び第二十六号に掲げる事務とする。

3 地域振興総務課予算・重点係の所掌事務は、第一項第二十一号、第二十二号及び第二十四号に掲げる事務とする。
第二十条の九を次のように改める。

（地域振興総務課共助社会づくり推進室の所掌事務）

第二十号の九 第七条の二第一項に規定する市町村・地域振興部地域振興総務課共助社会づくり推進室の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 NPO 認証係

イ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関する事

ロ 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事

二 協働係

イ ボランティア・NPO の活動の促進に関する事

ロ 多様な主体の協働の推進に関する事

第二十条の十から第二十条の十六までを削る。

第二十条の十七の見出し中「市町村振興局政策支援課」を「市町村政策支援課」に改め、同条第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「企画・地域振興部市町村振興局政策支援課」を「市町村・地域振興部市町村政策支援課」に改め、第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の施行に関する事務のうち、小規模施設特定有線一般放送に関する事

第二十条の十七第一項中第三号を次のように改める。

三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第二十条の十七第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、第十二号から第十六号までを削り、第十七号を第十三号とし、同号の前に次の三号を加え

る。

十 市町村及び地域の情報化の推進に関すること。

十一 電子市町村の推進に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十二 社会保障・税番号制度に関する事務のうち、市町村支援に関すること。

第二十条の十七第一項中第十八号を削り、第十九号を第十四号とし、同条第二項を次のように改める。

2 市町村政策支援課総務係の所掌事務は、前項第四号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務とする。

第二十条の十七第三項を削り、同条を第二十条の十とする。

第二十条の十八の見出し中「市町村振興局行財政支援課」を「市町村行財政支援課」に改め、同条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課」を「市町村・地域振興部市町村行財政支援課」に改め、同条第一号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の施行に関する事務のうち、福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの運用管理に関すること。

第二十条の十八第二号へ中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削り、「他課」の下に「及び他係」を加え、同号ト中「の支援」を削り、同条を第二十条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

（生活安全課の所掌事務）

第二十条の十二 第七条第一項に規定する市町村・地域振興部生活安全課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 交通安全係

イ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条の規定に基づく市町村の交通安全対策特別交付金に関すること。

ロ 交通安全対策基本法（昭和三十五年法律第百十号）の施行に関すること。

ハ 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成二十四年福岡県条例第一号

）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ニ 福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例（令和二

年福岡県条例第九号）の施行に関すること。

ホ 交通安全対策の総合企画、連絡、調整及び推進に関すること。

ヘ 交通安全思想の普及に関すること。

ト 交通事故をなくす県民運動に関すること。

チ 庶務に関すること。

リ 財務会計に関すること。

ヌ 消費生活センターに関すること。

ル 福岡県交通事故相談所に関すること。

二 地域安全推進係

イ 福岡県安全・安心まちづくり条例（平成十九年福岡県条例第七十号）の施行に関すること。

ロ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関すること。

三 性暴力・犯罪被害対策係

イ 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）の施行に関すること。

ロ 福岡県犯罪被害者等支援助条例（平成三十年福岡県条例第三十四号）の施行に関すること。

ハ 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成三十一年福岡県条例第十九号）の施行に関すること。

四 消費者安全係

イ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の施行に関すること。

ロ 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の施行に関すること。

ハ 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の施行に関すること。

ニ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の施行に関すること。

ホ 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。

ヘ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ト 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

チ 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第二百二十二号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

リ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の施行に関すること。

ヌ ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の施行に関すること。

ル 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の施行に関すること。

ヲ 福岡県消費生活条例（昭和五十二年福岡県条例第八号）の施行に関すること。

ワ 消費者行政の総合企画及び調整に関すること。

カ 消費生活及び物価に関する調査及び統計のうち、他課に属しないこと。

ヨ 消費生活及び物価に関する啓発及び情報の提供の総括に関すること。

タ 消費生活及び物価に関する相談の総括に関すること。

レ 消費者教育の推進に関すること。

第二十条の十九の見出し中「空港対策局」を「空港・交通政策局」に改め、同条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「企画・地域振興部空港対策局」を「市町村・地域振興部空港・交通政策局」に改め、同条を第二十条の十三とする。

第二十条の二十の見出し中「空港対策局」を「空港・交通政策局」に改め、同条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「企画・地域振興部空港対策局」を「市町村・地域振興部空港・交通政策局」に改め、同条を第二十条の十四とし、同条の次に次の四条を加える。

（空港・交通政策局交通政策課の所掌事務）

第二十条の十五 第七条第一項に規定する市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の施行に関すること。

二 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の規定に基づく地域公共交通計画に関すること。

三 交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

四 自転車活用推進法（平成二十八年法律第一百三十三号）の規定に基づく自転車活用推進計画に関すること。

五 総合交通対策の企画、調査及び調整に関すること。

六 M a S の推進に関すること。

七 地方バスの運行確保対策に関すること。

八 バス及びタクシーに関する事務のうち、他課に属しないこと。

九 鉄道の整備促進に関すること。

十 交通空白の解消に関すること。

十一 その他公共交通機関に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十二 庶務に関すること。

十三 財務会計に関すること。

2 空港・交通政策局交通政策課総務企画係の所掌事務は、前項第一号から第五号まで及び第十一号から第十三号までに掲げる事務とする。

3 空港・交通政策局交通政策課旅客自動車係の所掌事務は、第一項第七号及び第八号に掲げる事務とする。

（文化局文化政策課の所掌事務）

第二十条の十六 第七条第一項に規定する市町村・地域振興部文化局文化政策課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画係

イ 文化行政の総合企画及び調整に関すること。

ロ 福岡県文化芸術振興審議会に関すること。

ハ 福岡県文化賞に関すること。

ニ 福岡県文化芸術振興基金に関すること。

ホ 文化団体に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ヘ 著作権思想の普及に関すること。

ト 庶務に関すること（市町村・地域振興部文化局文化政策課新県立美術館建設室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。

チ 財務会計に関すること（市町村・地域振興部文化局文化政策課新県立美術館建

設室に係るものを含む。）。

二 芸術振興係

イ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）の施行に関する事務。

ロ 地域文化及び芸術文化の振興に関する事務のうち、他課に属しないこと。

（文化局文化政策課新県立美術館建設室の所掌事務）

第二十條の十七 第七條の二第一項に規定する市町村・地域振興部文化局文化政策課新

県立美術館建設室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 新県立美術館の建設に関する事務。

二 庶務に関する事務のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、發送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事務。

（文化局九博・世界遺産・文化施設課の所掌事務）

第二十條の十八 第七條第一項に規定する市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・

文化施設課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 施設活用第一係

イ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の施行に関する事務のうち、大濠公園能楽堂に関する事務。

ロ 地域文化及び芸術文化の振興に関する事務のうち、大濠公園能楽堂及び福岡県立あまぎ水の文化村に関する事務。

ハ 文化団体に関する事務のうち、大濠公園能楽堂及び福岡県立あまぎ水の文化村に関する事務。

ニ 九州国立博物館に関する事務。

ホ アジア文化交流センターに関する事務。

ヘ 福岡県立あまぎ水の文化村に関する事務。

ト 庶務に関する事務。

チ 財務会計に関する事務。

二 施設活用第二係

イ 都市公園法の施行に関する事務のうち、筑後広域公園芸術文化交流施設に関する事務。

ロ 地域文化及び芸術文化の振興に関する事務のうち、筑後広域公園芸術文化交流施設、福岡県国際文化情報センター及び福岡県立もち文化センターに関する事務。

ハ 文化団体に関する事務のうち、筑後広域公園芸術文化交流施設、福岡県国際文化情報センター及び福岡県立もち文化センターに関する事務。

ニ 福岡県国際文化情報センターに関する事務。

ホ 福岡県立もち文化センターに関する事務。

ヘ 公益財団法人アクロス福岡に関する事務。

三 世界遺産係

イ 明治日本の産業革命遺産の保存及び活用に関する事務。

ロ 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存及び活用に関する事務。

第二十條の二十一及び第二十條の二十二を削る。

「第三目 人づくり・県民生活部の所掌事務」を「第三目 人材育成・活躍推進部の所掌事務」に改める。

第二十一條を次のように改める。

（人材活躍・労働総務課の所掌事務）

第二十一條 第七條第一項に規定する人材育成・活躍推進部人材活躍・労働総務課の所

掌事務は、次のとおりとする。

一 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の施行に関する事務。

二 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の規定に基づく労働協約の地域的の一般的拘束力及び福岡県労働委員会委員の任命に関する事務。

三 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく調停又は仲裁の請求に関する事務。

四 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

五 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の施行に関する事務。

六 人材育成・活躍推進部に係る総合企画、調査及び調整に関する事務（次号、第八号及び第二十号に掲げる事務を除く。）。

七 人材育成・活躍推進部に係る広報に関する事務の総括に関する事務。

- 八 労働行政の調査及び調整に関すること。
- 九 公正な採用選考に関すること。
- 十 同和对策事業に関する事務のうち、雇用に係る連絡調整に関すること。
- 十一 労働教育に関すること。
- 十二 福岡県労働委員会との連絡に関すること。
- 十三 個別労使紛争の解決の促進に関すること。
- 十四 労働福祉の推進に関すること。
- 十五 労働金融に関すること。
- 十六 公益通報者保護に関すること。
- 十七 最低賃金の決定における関係機関との連絡に関すること。
- 十八 人材育成・活躍推進部に係る人事に関する事務の総括に関すること。
- 十九 人材育成・活躍推進部に係る予算の総括に関すること。
- 二十 人材育成・活躍推進部に係る重要施策等の総括に関すること。
- 二十一 庶務に関すること。
- 二十二 財務会計に関すること。
- 二十三 労働者支援事務所に関すること。
- 二十四 福岡県立北九州勤労青少年文化センターに関すること。
- 二十五 人材育成・活躍推進部各課の連絡調整に関すること。
- 二十六 人材育成・活躍推進部に属する事務で他課に属しないこと。
- 2 人材活躍・労働総務課総務係の所掌事務は、前項第十八号、第二十一号、第二十三号、第二十五号及び第二十六号に掲げる事務とする。
- 3 人材活躍・労働総務課予算・重点係の所掌事務は、第一項第十九号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務とする。
- 4 人材活躍・労働総務課労働調整係の所掌事務は、第一項第一号から第五号まで、第八号から第十七号まで及び第二十四号に掲げる事務とする。
- 第二十二号から第二十五条までを削る。
- 第二十六条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改め、同条を第二十二条とする。
- 第二十七条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「人づくり・県民生活部」を

- 「人材育成・活躍推進部」に改め、第二号に次のように加える。
- ロ 女性の就業支援に関すること。
- 第二十七条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。
- (労働政策局就業支援課の所掌事務)
- 第二十四条** 第七条第一項に規定する人材育成・活躍推進部労働政策局就業支援課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。
- 一 障がい者支援係
 - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の施行に関すること。
 - ロ 庶務に関すること。
 - ハ 財務会計に関すること。
 - 二 若者支援係
 - イ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百二十二号)の施行に関する事務のうち、就業支援に関すること。
 - ロ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)の施行に関すること。
 - 三 中高年・高齢者支援係
 - イ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の施行に関すること。
 - ロ 労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)の施行に関すること。
 - 四 雇用環境係
 - イ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。
 - ロ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律百十三号)の施行に関すること。
 - ハ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の施行に関すること。
 - ニ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平

成三年法律第七十六号)の施行に関する事。
 ホ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)の施行に関する事。

ヘ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)の施行に関する事。

ト 中小企業の労務管理の改善及び指導に関する事。

(労働政策局職業能力開発課の所掌事務)

第二十五条 第七条第一項に規定する人材育成・活躍推進部労働政策局職業能力開発課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 管理係

イ 庶務に関する事。

ロ 財務会計に関する事。

ハ 高等技術専門校及び障害者職業能力開発校に関する事。

二 公共訓練係

イ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の施行に関する事務のうち、公共職業訓練に関する事。

ロ 地域雇用開発促進法の施行に関する事務のうち、職業訓練に関する事。

三 技能振興係

イ 職業能力開発促進法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 職業訓練団体に関する事。

ハ 技能振興に関する事。

第二十八条を削る。

第二十九条第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十条第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十条の二中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(スポーツ局スポーツ企画課の所掌事務)
第二十九条 第七条第一項に規定する人材育成・活躍推進部スポーツ局スポーツ企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 スポーツの推進に関する総合企画及び調整に関する事。

二 福岡県スポーツ推進審議会に関する事。

三 福岡県スポーツ推進基金に関する事。

四 スポーツ交流に関する事。

五 スポーツ大会の誘致に関する事。

六 スポーツ合宿等の誘致及び開催に関する事。

七 スポーツツーリズムに関する事。

八 オリジナル競技大会に関する事。

九 庶務に関する事(人材育成・活躍推進部スポーツ局スポーツ企画課国際スポーツ大会推進室及び人材育成・活躍推進部スポーツ局スポーツ振興課に係るもの(公

印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。を含む。)

十 人材育成・活躍推進部スポーツ局の予算の総括に関する事。

十一 財務会計に関する事(人材育成・活躍推進部スポーツ局スポーツ企画課国際スポーツ大会推進室に係るものを含む。)

2 スポーツ局スポーツ企画課計画係の所掌事務は、前項第二号及び第九号から第十一号までに掲げる事務とする。

3 スポーツ局スポーツ企画課戦略企画・大会誘致係の所掌事務は、第一項第一号、第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事務とする。

第三十条の三を削る。

第三十条の四中「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改め、同条第一号中「誘致及び」を削り、同条を第二十九条の二とする。

第三十条の五中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改め、第三号に次のように加える。

ロ パラリンピック競技大会に関する事。

第三十条の五を第三十条とする。

第三十一条から第三十一条の二の二まで及び第三十一条の二の四中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第三十一条の三中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第三号中「乳肉衛生係」を「動物愛護・乳肉衛生係」に改める。

第三十一条の四、第三十一条の五から第三十一条の七まで及び第三十一条の七の三中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

「第三目の三 福祉労働部の所掌事務」を「第三目の三 福祉こども政策部の所掌事務」に改める。

第三十一条の七の四第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同項第六号中「福祉労働行政」を「福祉こども行政」に改め、同項第七号、第九号から第十一号まで、第十五号及び第十六号中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

第三十一条の七の五第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

第三十一条の七の六中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改め、同条第四号ハ中「及び施設等利用費」を「施設等利用費及び乳児等支援助付費」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、保育所及び認可外保育施設に関すること。

第三十一条の七の七及び第三十一条の八中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

第三十一条の七の九中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

第三十一条の七の十中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

第三十一条の七の十一から第三十一条の七の十三までを削る。

第三十一条の七の十四中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改め、同条を第三十一条の七の十一とする。

第三十一条の八第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第三十一条の九の見出し中「環境保全課」を「水・大気環境課」に改め、同条中「第

七条第二項」を「第七条第一項」に、「環境保全課」を「水・大気環境課」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十一条の九の二中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第二号中ホをハとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行に関すること。

第三十一条の九の二を第三十一条の九の三とし、第三十一条の九の次に次の一条を加える。

（脱炭素社会推進課の所掌事務）
第三十一条の九の二 第七条第一項に規定する環境部脱炭素社会推進課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画調整係

イ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）の施行に関する事務のうち、福岡県環境保全実行計画の推進に関すること。

ロ エネルギー施策の総合企画、調査及び調整に関すること。

ハ 庶務に関すること。

ニ 財務会計に関すること。

二 地域脱炭素推進係

イ 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）の施行に関すること。

ハ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）の施行に関すること。

ニ 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の施行に関すること。

三 再生可能エネルギー推進係

イ 再生可能エネルギー施策の推進に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

第三十一条の十中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第三十一条の十の二の見出し中「監視指導課」を「産業廃棄物監視指導課」に改め、同条第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「監視指導課」を「産業廃棄物監視指導課」に改め、同条第二項及び第三項中「監視指導課」を「産業廃棄物監視指導課」に改める。

第三十一条の十一中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第三十二条第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、第十八号を第十九号とし、第三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定に基づく鉱業権の設定に係る協議に関する事。

第三十二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 商工政策課総務係の所掌事務は、前項第一号、第二号、第四号、第十二号、第十五号及び第十七号から第十九号までに掲げる事務とする。

3 商工政策課予算・重点係の所掌事務は、第一項第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事務とする。

第三十二条の二の二を削る。

第三十二条の二の三第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第四号から第七号まで」を「前項第二号から第五号まで、第八号及び第九号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項第八号及び第九号」を「第一項第六号及び第七号」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第三十二条の二の二とする。

第三十二条の三を削る。

第三十三条第一項及び第三十三条の二第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第三十四条を削る。

第三十五条第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（中小企業振興局中小企業経営支援課の所掌事務）

第三十五条 第七条第一項に規定する商工部中小企業振興局中小企業経営支援課の各係

ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 管理指導係

イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の施行に関する事。

ロ 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）の規定に基づく中小企業支援事業のうち、経営の診断又は助言に関する事。

ハ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の施行に関する事。

ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の施行に関する事。

ホ 庶務に関する事。

ヘ 財務会計に関する事。

二 金融係

イ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の施行に関する事。

ロ 中小企業振興資金の融資に関する事。

ハ 中小企業の金融に関する事（第一号イ及びニ並びにイ及びロに掲げる事務を除く。）。

三 経営力向上係

イ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関する事。

ロ 産業デザインに関する事。

四 地域経済係

イ 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の施行に関する事。

ロ 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の施行に関する事。

ハ 中小企業支援法の規定に基づく中小企業支援事業のうち、研修に係るものに関する事。

ニ 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）の施行に関する事。

ホ 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の施行に関する事。

へ 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）の施行に関する事
 ト 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する
 こと。

チ 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関す
 ること。

リ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律
 （平成二十一年法律第八十号）の施行に関する事。

ヌ 商業の振興育成に関する事。

五 経営支援第一係

イ 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）の施行に関する事。

ロ 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の施行に関する事。

ハ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第
 九十七号）の施行に関する事。

ニ 受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）の施行に関する事。

ホ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律
 第五十一号）の施行に関する事。

ヘ 中小企業の情報化に関する事。

ト その他中小企業の振興に関する事。

六 経営支援第二係

イ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の施行に関する事務
 のうち、他課に属しないこと。

ロ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）の施行に
 関すること。

ハ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三
 号）の施行に関する事。

ニ 中小企業施策の普及に関する事。

ホ 中小企業の経営に関する情報の収集及び提供に関する事。

ヘ 公益財団法人福岡県中小企業振興センターに関する事（海外事務所に関する
 ことを除く。）。

（中小企業振興局中小企業技術振興課の所掌事務）
第三十五条の二 第七条第一項に規定する商工部中小企業振興局中小企業技術振興課の
 各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 企画管理係

イ 工業技術振興施策の総合企画及び調整に関する事。

ロ 産・学・官の技術交流に関する事。

ハ 工業技術の振興を目的とする団体の指導育成に関する事。

ニ 工業技術の支援のための基盤施設の整備及び管理に関する事。

ホ 庶務に関する事。

ヘ 財務会計に関する事。

ト 工業技術センターに関する事。

二 技術支援係

イ 中小企業支援法の規定に基づく中小企業支援事業のうち、技術研修及び技術に
 関する助言に関する事。

ロ 工業技術センターに係る試験研究その他の事業の連絡調整に関する事。

ハ 発明の奨励及び産業財産権に関する事。

ニ その他工業の振興に関する事。

第三十六条から第三十七条までの規定中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め
 る。

第四十条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第六号ロを次のように
 改める。

ロ 福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例を廃止する条例（令
 和八年福岡県条例第二十四号）の規定によりなお従前の例によることとされる廃
 止前の福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例（平成十四年福
 岡県条例第二十七号）の施行に関する事。

第四十一条及び第四十二条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第四十二条の二中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第一号イ中「農
 林水産物等」を「農林水産物及び加工食品等（以下「農林水産物等」という。）」に改
 める。

第四十二条の三中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第一号イ中「農林水産物及び加工食品等（以下「農林水産物等」という。）」を「農林水産物等」に改める。

第四十三条、第四十三条の二の二、第四十三条の三及び第四十三条の四第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第四十三条の五中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第一号ニを次のように改める。

ニ 福岡県朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センターとの連絡及び調整に関すること。

第四十三条の六中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第四十三条の八中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第四号ホ中「平成十四年法律第二十号」を削る。

第四十三条の九中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第一号ホ中「砂利採取法」の下に「（昭和四十三年法律第七十四号）」を加える。

第五十条及び第五十条の二中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第五十条の二の二第一号中「（平成十二年法律第四百号）」を削る。

第五十条の三第一項、第五十一条及び第五十二条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第五十三条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第一号ニ中「採取計画の認可等に関する事務で」を削る。

第五十三条の二第一項及び第五十四条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第五十五条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第一号中イ及びロを削り、ハをイとし、同号ニ中「他課」の下に「及び他係」を加え、同号ニを同号ロとし、同号ホ中「（昭和四十四年法律第五十七号）」を削り、「施行に関する」の下に「事務のうち、他課に属しない」を加え、同号中ホをハとし、ヘをニとし、トからリまでを削り、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 管理係

イ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の施行に関する事務のうち、土地の制限又は管理に関すること。

ロ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関すること。

ハ 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、土地の制限又は管理に関すること（農地の保全及び林野に関するものを除く。）。

ニ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の施行に関する事務のうち、土地の制限又は管理に関すること。

ホ 国土交通省所管の国有財産のうち、砂防法第一条に規定する砂防設備、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設に関すること。

ヘ 庶務に関すること。

ト 財務会計に関すること。

第五十五条の二中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第一号ト中「（県土整備部水資源対策課水道整備室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）」を削り、同号チ中「（県土整備部水資源対策課水道整備室に係るものを含む。）」を削る。

第五十五条の三を削る。

第五十六条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第三号中「下水道課」を「上下水道課」に改める。

第五十七条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第二号中ハ及びニを削り、ホをハとし、ヘを削り、トをニとし、チをホとし、同条に次の一号を加える。

五 花のまちづくり推進係

イ 景観法（平成十六年法律第一百十号）の施行に関すること。

ロ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の施行に関すること。

ハ 福岡県美しいまちづくり条例（平成十二年福岡県条例第六十六号）の施行に関すること。

第五十七条の二中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第五十八条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、第三号を次のように改める。

三 企画指導係

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の施行に関すること。

ハ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の施行に関すること。

ニ 建築指導行政に係る企画、調査及び調整に関すること。

ホ 農山漁村住宅改善の指導に関すること。

ヘ 建築相談に関すること。

ト 建物の蟻害防止に関すること。

第五十八条第四号を削り、同条第五号イ中「調整等」の下に「並びに定期報告並びに美観地区及び地区計画等の区域並びに建築協定」を加え、同条中ニ及びホを次のように改める。

ニ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（建設物の特定建設資材に係る分別解体等に限る。）。

ホ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関する事務のうち、建築物に関すること。

第五十八条第五号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 統計法の規定に基づく基幹統計のうち、建築着工統計に関すること。

第五十八条第五号に次のように加える。

リ 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、建築物に関すること。

ヌ 独立行政法人住宅金融支援機構から委託された事務に関すること。

ル 建築構造検査に関すること。

第五十八条中第五号を第四号とする。

第五十九条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第五十九条の二の見出し中「下水道課」を「上下水道課」に改め、同条中「第七条第

二項」を「第七条第一項」に、「下水道課」を「上下水道課」に改め、同条第一号口を削り、同号ハ中「都市計画法」を「都市計画法の」に改め、同号中ハをロとし、ニをハとし、同号ホ中「こと」の下に「（建築都市部上下水道課上下水道事業室に係るもの）公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関することを除く。」を含む。）」を加え、同号中ホをニとし、同号ハ中「こと」の下に「（建築都市部上下水道課上下水道事業室に係るものを含む。）」を加え、同号中ハをホとし、トをヘとし、同条第二号中ハを削り、ニをハとし、同条第三号中ハを削り、ニをハとし、同条の次に次の一条を加える。

（上下水道課上下水道事業室の所掌事務）

第五十九条の三 第七条の二第一項に規定する建築都市部上下水道課上下水道事業室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）の施行に関すること。

二 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の施行に関すること。

三 その他水道に関すること。

四 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第六十条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律百二十二号）の施行に関すること。

第六十条第二号ハ中「マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同号中チを削り、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、同条第三号ロを次のように改める。

ロ 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の施行に関すること。

第六十条第三号に次のように加える。

ハ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。

ニ 同和对策事業に関する事務のうち、住宅（管理を除く。）に関すること。

第六十条第四号を削る。
第六十一条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 建替・保全係

イ 公営住宅法の施行に関する事務のうち、公営住宅及び共同施設の譲渡、処分、保全及び建設計画並びに建設に係る調査及び調整に関すること。

ロ 公営住宅法の規定に基づく公営住宅及び共同施設の改善計画並びに改善に係る調査及び調整に関すること。

ハ 公営住宅法の規定に基づく公営住宅用地の開発計画、調査、選定、取得及び処分に関すること。

第六十一条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第六十一条の二中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同条各号を次のように改める。

一 営繕設備課に係る工事の企画及び調整に関すること。

二 建築都市部に属する建築技術に関する事務のうち、他課に属しないこと。

三 県営及び委託を受けた建築工事の監督についての連絡調整に関する事務のうち、他課に属しないこと。

四 県営の建築工事の設計及び調査に関する事務のうち、他課に属しないこと（第八号に掲げる事務を除く。）。

五 委託を受けた建築工事の設計及び調査に関する事務のうち、他課に属しないこと。

六 建築都市部に係る土木工事の測量、設計、調査及び造成に関すること。

七 委託を受けた土木工事の測量、設計、調査及び造成に関すること。

八 建築都市部に係る県立学校の空調整備のための電気設備工事又は機械設備工事の設計及び調査に関すること。

九 庶務に関すること。

十 財務会計に関すること。

第六十一条の二に次の六項を加える。
二 営繕設備課営繕計画係の所掌事務は、前項第一号に掲げる事務、同項第二号に掲げ

る事務のうち他係に属しないこと並びに同項第三号、第九号及び第十号に掲げる事務とする。

3 営繕設備課設計係の所掌事務は、第一項第四号及び第五号に掲げる事務のうち他係に属しないこととする。

4 営繕設備課学校設計係の所掌事務は、第一項第四号及び第五号に掲げる事務のうち学校の建築工事に関することとする。

5 営繕設備課造成係の所掌事務は、第一項第六号及び第七号に掲げる事務とする。

6 営繕設備課電気設備係の所掌事務は、第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる事務のうち電気設備工事に関することとする。

7 営繕設備課機械設備係の所掌事務は、第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる事務のうち機械設備工事に関することとする。

第六十二条中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改め、同条第五号中「及び人づくり・県民生活部」を「、人材育成・活躍推進部及び福祉こども政策部」に改める。

第六十三条第一号中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

第六十四条第二項の表福岡県法制審議会の項中「行政経営企画課」を「法務・県民情報課」に改め、同表福岡県産炭地振興対策推進連絡会議の項中「企画・地域振興都市町村振興局政策支援課」を「市町村・地域振興部地域振興総務課」に改め、同表福岡県部落差別事象発生防止委員会の項中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

第六十五条第一項第一号の表福岡県公益認定等審議会の項担任する事務の欄を次のように改める。

<p>次の各号に掲げる事務</p> <p>一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十一条において準用する第四十三条の規定による公益認定の申請に対する処分に係る知事の諮問に応じて答申することその他同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>二 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第三十八条において準用する第三十四条の規定による公益信託認可の申請に対する処分に係る知事の諮問に応じて答申することその他同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>

第六十五条第一項第一号の表福岡県公益認定等審議会の項及び福岡県行政不服審査会の項中「行政経営企画課」を「法務・県民情報課」に改め、同表中福岡県職員委員会の項を削り、同表福岡県個人情報保護審議会の項中「県民情報広報課」を「法務・県民情

報課」に改め、同項の次に次のように加える。

福岡県職員委員会 副知事、専門委員、選挙管理委員及び監査委員の懲戒の審査及び議決に関すること。 総務部 人事課

第六十五条第一項第一号の表福岡県国民保護協議会の項中「防災企画課」を「危機管理課」に改め、同表福岡県石油コンビナート等防災本部の項中「消防防災指導課」を「消防保安課」に改め、同表福岡県国土利用計画審議会の項及び福岡県土地利用審議会の項中「企画・地域振興部」「市町村・地域振興部」を「市町村・地域振興部」に改め、同表福岡県固定資産評価

審議会の項及び福岡県自治紛争処理委員の項中「人づくり・県民生活部」を「市町村・地域振興部」に改め、同表福岡県交通安全対策会議の項中「人づくり・県民生活部」を「市町村・地域振興部」に改め、同表福岡県公立大学法人評価委員会の項及び福岡県私立学校審議会の項中「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改め、同表福岡県社会福祉協議会の項から福岡県障がい者施策審議会の項までの規定中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改め、同表福岡県小売商紛争調停員の項中「中小企業振興」を「中小企業振興局」に改め、同項第二号の表福岡県行政改革審議会の項中

「行政経営企画課」を「行政マネジメント課」に改め、同表中福岡県特別職報酬等審議会の項及び福岡県職員倫理審査会の項を削り、同表福岡県情報公開審査会の項中「県民情報広報課」を「法務・県民情報課」に改め、同項の次に次のように加える。

議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例の県議会への提出に際し、あらかじめ、当該議員報酬等の額について知事に対し意見を報告することに関すること。 総務部 人事課

福岡県特別職報酬等審議会	福岡県職員倫理審査会	福岡県職員倫理条例(平成十三年福岡県条例第四十九号)の規定に基づき職員の職務に係る倫理の保持に関し調査研究を行い、知事又は任命権者に対し意見を述べ、及び調査を行うよう求めること。	総務部 人事課	総務部 人事課
--------------	------------	---	------------	------------

第六十五条第一項第二号の表福岡県特定歴史公文書利用審査会の項中「行政経営企画

課」を「法務・県民情報課」に改め、同表福岡県総合計画審議会の項中「企画・地域振興部」を「政策企画部」に改め、同項の次に次のように加える。

福岡県消費生活審議会 福岡県消費生活条例の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、調停を行い、並びに消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議すること。 市町村・地域振興部 生活安全課

第六十五条第一項第二号の表福岡県文化芸術振興審議会の項中「人づくり・県民生活文化振興課」

「市町村・地域振興部」を「市町村・地域振興部」に改め、同項の次に次のように加える。

文化政策課

福岡県労働政策審議会 労働に関する重要事項(職業能力の開発に関する事項を除く。)について調査審議すること。 人材育成・活躍推進部 人材活躍・労働総務課

第六十五条第一項第二号の表福岡県男女共同参画審議会の項中「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改め、同項の次に次のように加える。

福岡県職業能力開発審議会 職業能力開発促進法第九十一条第一項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関すること。 人材育成・活躍推進部 労働政策局 職業能力開発課

第六十五条第一項第二号の表中福岡県消費生活審議会の項を削り、同表福岡県生涯学習審議会の項から福岡県スポーツ推進審議会の項までの規定中「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改め、同表福岡県障がい者介護給付費等不服審査会の項中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改め、福岡県労働政策審議会の項及び福岡県職業能力開発審議会の項を削り、同表福岡県大規模小売店舗立地審議会の項から福岡県中小企業調停審議会の項までの規定中「中小企業振興課」を「中小企業振興局」

中小企業経営支援課

に改める。

第六十九条第二項の表中「大野城市大字乙金八番一」を「大野城市大字乙金八番地一」に改める。

第七十条中「、次長及び研修主幹」を「及び次長」に改める。

第七十四条第一項第五号イ(2)中「の種別割」を削り、同条第二項第四号中「自動車税の環境性能割及び」及び「の種別割」を削り、同条第三項第四号イ(1)中「前項第四号イ(1)及び(2)」を「前項第四号イ」に改め、同号イ(2)を削り、同号ロ(1)中「前項第四号ロ(1)」を「前項第四号ロ」に改め、同号ロ(2)を削り、同条第五項第四号イ(1)中「第一項第五号イ(1)」を「第一項第五号イ」に改め、同号イ(2)を削り、同条第八項第四号イ(1)中「第五項第四号イ」を「第一項第五号イ」に改める。

「第一節の二 企画・地域振興部に属する出先機関」を「第一節の二 政策企画部に属する出先機関」に改める。

第四章第一節の三を次のように改める。

第一節の三 市町村・地域振興部に属する出先機関

第一款 消費生活センター

(名称、内部組織、位置及び管轄区域)

第八十六条の二 消費者安全法第十条第一項の規定により設置された消費生活センターの名称、内部組織、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置	管轄区域
福岡県消費生活センター	相談啓発課 事業者指導課	福岡市博多区吉塚本町一三番五〇号	福岡県の全域

(役付職員)

第八十六条の三 消費生活センターに所長を、同センターの各課に課長を置く。

(所掌事務)

第八十六条の四 消費生活センターの各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 相談啓発課
- イ 消費生活及び物価に関する調査及び情報の収集に関すること。

- ロ 消費生活及び物価に関する啓発及び教育に関すること。
- ハ 消費生活及び物価に関する相談、苦情の処理のためのあつせん等に関すること。

- ニ 商品等の試験、検査等に関すること。
- ホ 庶務に関すること。
- ヘ 財務会計に関すること。

二 事業者指導課

- イ 割賦販売法の施行に関すること。
- ロ 家庭用品品質表示法の施行に関すること。
- ハ 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること。
- ニ 消費生活用製品安全法の施行に関すること。
- ホ 特定商取引に関する法律の施行に関すること。
- ヘ ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行に関すること。
- ト 消費者安全法の施行に関すること。
- チ 福岡県消費生活条例の施行に関すること。

第二款 アジア文化交流センター

(名称、内部組織及び位置)

第八十六条の五 福岡県立アジア文化交流センター条例の規定により設置されたアジア文化交流センターの名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置
福岡県立アジア文化交流センター	広報課 展示課 交流課	太宰府市石坂四丁目七番二号

(役付職員)

第八十六条の六 アジア文化交流センターに所長及び副所長を、同センターの各課に課長を置く。

(所掌事務)

第八十六条の七 アジア文化交流センターの各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 広報課

イ 利用促進、広報に関する事

ロ 情報に関する事

ハ 庶務に関する事

ニ 財務会計に関する事

二 展示課

イ 展示に関する事

ロ 展示資料等の収集・保存に関する事

ハ 調査研究に関する事

三 交流課

イ 交流に関する事

ロ 地域との連携に関する事

ハ 教育普及に関する事

第四章第一節の三の次に次の一節を加える。

第一節の四 人材育成・活躍推進部に属する出先機関

第一款 労働者支援事務所

(名称、位置及び管轄区域)

第八十六条の八 福岡県労働者支援事務所設置条例(昭和三十一年福岡県条例第三十九号)第一条の規定により設置された労働者支援事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
福岡県福岡労働者支援事務所	福岡市中央区赤坂二丁目八番八号	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 那珂川市 糟屋郡
福岡県北九州労働者支援事務所	北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号	北九州市 行橋市 豊前市 中間市 遠賀郡 京都郡 築上郡
福岡県筑後労働者支援事務所	久留米市合川町一六四二番地の一	大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 朝倉市 みやま市 朝倉郡 三井郡 三

福岡県筑豊労働者支援事務所	飯塚市新立岩八番一号	瀧郡 八女郡 直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡
---------------	------------	---

(役付職員)

第八十六条の九 労働者支援事務所に所長及び次長を置く。

2 前項に規定するもののほか、労働者支援事務所のうち、知事が特に必要と認める所に労働主幹を置く。

(所掌事務)

第八十六条の十 労働者支援事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 労働関係調整法の施行に関する事
- 二 労働関係の情報収集及び指導に関する事
- 三 中小企業の労働問題の相談に関する事
- 四 個別労使紛争の解決の促進に関する事
- 五 就業の支援等に関する事
- 六 中小企業の労務管理の改善及び指導に関する事
- 七 労働福祉の推進に関する事
- 八 庶務に関する事
- 九 財務会計に関する事

第二款 女性相談支援センター

(名称及び内部組織)

第八十六条の十一 公の施設条例第十条の規定により設置された女性相談支援センターの名称及び内部組織は、次のとおりである。

名称	内部組織
福岡県女性相談支援センター	相談支援課 保護課

(役付職員)

第八十六条の十二 女性相談支援センターに所長を、同センターの各課に課長を置く。

(所掌事務)
 第八十六条の十三 女性相談支援センターの各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 相談支援課

イ 困難な問題を抱える女性に関する相談及び援助（保護課に係るものを除く。）に関すること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関する事務のうち、配偶者暴力相談支援センターに関すること（保護課に係るものを除く。）。

二 保護課

イ 困難な問題を抱える女性の一時保護、医学的及び心理学的判定並びにこれらに付随する必要な援助に関すること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関する事務のうち、配偶者暴力相談支援センターに関すること（医学的又は心理学的指導及び一時保護に関することに限る。）。

ハ 庶務に関すること。

ニ 財務会計に関すること。

第三款 女性自立支援施設

(設置及び名称)

第八十六条の十四 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項の規定に基づき、女性自立支援施設を設置する。

2 女性自立支援施設の名称は、アベニール福岡とする。
 3 前項に規定する女性自立支援施設は、知事が指定する者にその管理を委託するものとする。

第四款 高等技術専門学校

(名称、内部組織、位置及び訓練科)

第八十六条の十五 公の施設条例第十一条の規定により設置された高等技術専門校の名称、内部組織、位置及び訓練科は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置	訓練科
福岡県立福岡高等技術専門学校	庶務課 訓練第一課 訓練第二課	福岡市東区千早四丁目二四番一号	電力系電気工事科 第二種自動車系自動車整備科 印刷・製本系製版科 設備施工系冷凍空調設備科 第二種情報処理系プログラム設計科 ロボット溶接技術科 アパレルサービス科 建築科 デジタルエンジニアリング科
福岡県立戸畑高等技術専門学校	庶務課 訓練課	北九州市戸畑区東大谷二丁目一番一号	機械系機械技術科 溶接科 介護サービス科
福岡県立小竹高等技術専門学校	庶務課 訓練第一課 訓練第二課	鞍手郡小竹町大字新多字本入五一四番二	第二種自動車系自動車整備科 プログラム設計科 機械加工エンジニアリング科 建築科 デザイン塗装科 介護サービス科
福岡県立久留米高等技術専門学校	庶務課 訓練課	久留米市合川町字前田一七八番二	第二種自動車系自動車整備科 メカトロニクス系メカトロニクス科 介護サービス科 建築科
福岡県立大牟田高等技術専門学校	訓練第一課 訓練第二課	大牟田市大字歴木字平町四七五番地	電力系電気工事科 オフィスビジネス系 OA事務科 第一種情報処理系ソフトウェア管理科 ロボット溶接技術科
福岡県立田川高等技術専門学校	庶務課 訓練第一課 訓練第二課	田川市大字楠二〇五九番地	オフィスビジネス系 OA事務科 電気工事科 自動車整備科 木工家具科 エクステリア左官科
福岡県立小倉高等技術専門学校	訓練第一課 訓練第二課	北九州市小倉南区横代東町一丁目四番一号	オフィスビジネス系 OA事務科 建築科 エクステリア左官科 アパレルサービス科

(役付職員)

第八十六条の十六 高等技術専門校に校長及び副校長を、高等技術専門校の各課に課長を置く。

(所掌事務)

第八十六条の十七 福岡県立戸畑高等技術専門校及び福岡県立久留米高等技術専門校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務課

イ 訓練生に関する事務。

ロ 委託訓練に関する事務。

ハ 庶務に関する事務。

ニ 財務会計に関する事務。

二 訓練課

イ 訓練科の職業訓練に関する事務。

ロ 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関する事務。

2 福岡県立福岡高等技術専門校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務課

イ 前項第一号に関する事務

二 訓練第一課

イ 第二種自動車系自動車整備科、第二種情報処理系プログラム設計科、建築科及びデジタルエンジニアリング科の職業訓練に関する事務。

ロ 前項第二号口に規定する事務のうち、他課に属しないこと。

三 訓練第二課

イ 電力系電気工事科、印刷・製本系製版科、設備施工系冷凍空調設備科、ロボット溶接技術科及びアパレルサービス科の職業訓練に関する事務。

ロ 前項第二号口に規定する事務のうち、イの訓練科に係るものに関する事務。

3 福岡県立小竹高等技術専門校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務課

イ 第一項第一号に規定する事務

二 訓練第一課

イ 第二種情報処理系プログラム設計科、機械加工エンジニア科及び介護サービス

科の職業訓練に関する事務。

ロ 第一項第二号口に規定する事務のうち、他課に属しないこと。

三 訓練第二課

イ 第二種自動車系自動車整備科、建築科及びデザイン塗装科の職業訓練に関する事務。

4 福岡県立大牟田高等技術専門校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 訓練第一課

イ 第一項第一号に規定する事務

ロ オフィスビジネス系OA事務科の職業訓練に関する事務。

ハ 第一項第二号口に規定する事務のうち、他課に属しないこと。

二 訓練第二課

イ 電力系電気工事科、第一種情報処理系ソフトウェア管理科及びロボット溶接技術科の職業訓練に関する事務。

ロ 第一項第二号口に規定する事務のうち、イの訓練科に係るものに関する事務。

5 福岡県立田川高等技術専門校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務課

イ 第一項第一号に規定する事務

二 訓練第一課

イ 電気工事科及び自動車整備科の職業訓練に関する事務。

ロ 第一項第二号口に規定する事務のうち、他課に属しないこと。

三 訓練第二課

イ オフィスビジネス系OA事務科、木工家具科及びエクステリア左官科の職業訓練に関する事務。

ロ 第一項第二号口に規定する事務のうち、イの訓練科に係るものに関する事務。

6 福岡県立小倉高等技術専門校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 訓練第一課

イ 第一項第一号に規定する事務

ロ 第四項第一号口に規定する事務

ハ 第一項第二号ロに規定する事務のうち、他課に属しないこと。
 二 訓練第二課

イ 建築科、エクステリア左官科及びアパレルサービス科の職業訓練に関すること。

ロ 第一項第二号ロに規定する事務のうち、イの訓練科に係るものに関する事。

第五款 障害者職業能力開発校

(名称、内部組織、位置及び訓練科)

第八十六条の十八 国から管理運営を委託された障害者職業能力開発校の名称、内部組織、位置及び訓練科は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置	訓練科
福岡障害者職業能力開発校	庶務課 訓練第一課 訓練第二課	北九州市若松区蟹住 一七二八番の一	機械系機械製図科 デザイン系商業デザイン科 オフィスビジネス系OA事務科 第二種情報処理系プログラム設計科 流通ビジネス科 総合実務科 職域開発科

(役付職員)

第八十六条の十九 障害者職業能力開発校に校長及び副校長を、同校の各課に課長を置く。

(所掌事務)

第八十六条の二十 障害者職業能力開発校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務課

イ 訓練生に関する事。

ロ 委託訓練に関する事。

ハ 庶務に関する事。

ニ 財務会計に関する事。

二 訓練第一課

イ デザイン系商業デザイン科、総合実務科及び職域開発科の職業訓練に関する事。

と。

ロ 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関する事務のうち、他課に属しないこと。

三 訓練第二課

イ 機械系機械製図科、オフィスビジネス系OA事務科、第二種情報処理系プログラム設計科及び流通ビジネス科の職業訓練に関する事。

ロ 事業主等が行う職業訓練、技能検定等の指導及び援助に関する事務のうち、イの訓練科に係るものに関する事。

第八十九条第四項第四号イ(2)中「第一項第四号ハ、ト、ル及びワ」を「第一項第四号ヘ、ヌ、ル及びワ」に改め、同号ロ(2)中「第一項第四号ロ、ニ、ホ、ヘ、チからヌまで及びワ」を「第一項第四号ロ、ハ、ニ、ホ、トからリまで及びワ」に改める。

「第三節 福祉労働部に属する出先機関」を「第三節 福祉こども政策部に属する出先機関」に改める。

「相談第二課

初動対応係

相談支援第一係

相談支援第二係

相談支援係

「相談第二課

初動対応係

相談支援係

相談支援第一係

相談支援第二係

相談支援係

「

「相談支援係」を「相談支援第一係」に改め、同表福岡県宗像児童相談所の項中「相談第二課」を「相談第二課」に改める。

に改める。

第一百一条第一項第三号ロ中「相談支援第一係」を「相談支援係」に改め、同号ハを削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 相談第三課

イ 初動対応係

(1) 第二号イに規定する事務
ロ 相談支援係

(1) 第二号ロに規定する事務
第百一条第二項第二号ロ(2)中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項第四号イ中「前項第五号」を「前項第六号」に改め、同条第三項第二号ロ(2)中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項第四号イ中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改め、同条第四項第二号ロ(2)及び第三号ロ中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項第四号イ中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改め、同条第五項第二号ロ中「相談支援係」を「相談支援第一係」に改め、同号ロ(2)中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同号に次のように加える。

ハ 相談支援第二係
(1) ロに規定する事務

第百一条第五項第四号イ中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改め、同条第六項第二号ロ(2)中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項第三号イ中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改める。

「第四款 労働者支援事務所」、「第五款 高等技術専門校」及び「第六款 障害者職業能力開発校」を削る。

第百八条から第百三十七条までを次のように改める。
第百八条から第百三十七条まで 削除

第百六十二条第一項の表福岡県朝倉農林事務所の項中「三井郡」の下に「(第三項に規定する福岡県朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センターにあつては、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市及び三潞郡を含む。)」を加え、同表福岡県八幡農林事務所の項中

「地域振興課

地域係

水田農業係

園芸畜産課

野菜係

果樹花き畜産係」

「地域振興・園芸課

を 地域・水田農業係 に改め、同表福岡県行橋農林事務所

野菜果樹係

」

「水田農業係

園芸畜産課

の項中

野菜係

果樹係

長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第十二条に規定する普及指導センターとして」

「園芸畜産課

野菜係

を削り、同条第三項の表福岡県福岡農林事務所福岡普及センターの項中

花き係

果樹係

「畜産係

園芸課

野菜係

果樹花き係」

を 組織の欄を次のように改める。

地域振興・園芸課

地域・水田農業係

野菜花き係

第百六十二条第三項の表福岡県朝倉農林事務所朝倉普及指導センターの項中「花き係

」を「果樹花き係」に改め、「果樹係」を削り、同表福岡県朝倉農林事務所久留米普

及指導センターの項中「野菜花き係」を「畜産係」に改め、「花き係」を削り、果

樹畜産課」を「果樹花き係」に、「畜産係」を「花き係」に改め、同項の次に次のよう

に加える。

福岡県朝倉農林事務所 筑後川水系農地防災セ ンター	庶務課 工務課 計画係 工事係	久留米市津福本町 一七二番地の一	久留米市 大牟田市 柳川市 八女市 筑 後市 大川市 みや ま市 三潞郡
---------------------------------	--------------------------	---------------------	---

第百六十二条第三項の表福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センターの項中「水田農

業係」を「水田農業・畜産係」に、「園芸畜産課」を「園芸課」に改め、「花き係」及び「畜産係」を削り、同表福岡県飯塚農林事務所田川普及指導センターの項内部組織の欄を次のように改める。

地域振興・園芸課
地域・水田農業係
野菜花き係

第六十二条第三項の表福岡県筑後農林事務所南筑後普及指導センターの項中「水田農業係」を「水田農業・畜産係」に、「野菜課」を「園芸課」に改め、「果樹花き畜産課」及び「畜産係」を削り、同表福岡県筑後農林事務所八女普及指導センターの項内部組織の欄を次のように改める。

地域振興課
地域係
水田農業係
園芸課
野菜係
果樹係
花き係
特産係

第六十三条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、福岡県朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センターに農地防災調整監を、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所に地域調整監を置く。

第六十四条第一項第二号イに次のように加える。

- (3) 畜産係
- (ア) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、畜産に係るものに関する事。

第六十四条第一項第二号ロ中「園芸畜産課」を「園芸課」に改め、同号ロ(2)中「花き係」を「果樹花き係」に改め、同号ロ(2)ア中「花き」を「果樹」に改め、同号ロ(2)に次のように加える。

- (イ) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、花きに係るものに関する事。

第六十四条第一項第二号ロ(3)及び(4)を削り、同項第三号イ中「地域振興課」を「地域振興・園芸課」に改め、同号イ(1)中「地域係」を「地域・水田農業係」に改め、同号イ(1)ア中「前号イ(1)」の下に「及び(2)」を加え、同号イ(2)中「水田農業係」を「野菜花き係」に改め、同号イ(2)ア中「前号イ(2)」を「前号ロ(1)及び(2)イ」に改め、同号ロを削り、同条第二項第一号ニ(1)ア及び(2)中「農地開発事務所」を「農地防災センター」に改め、同号ニ(3)ア中「(農地開発事務所の所掌事務を除く。)」を削り、同号ホを次のように改める。

ホ 農村整備第二課

- (1) 整備第一係

(ア) 前項第一号ホ(3)アに規定する事務(農地防災センターの所掌事務を除く。)

- (2) 整備第二係

(ア) 県営土地改良事業等のうち、農業水利施設保全対策事業に関する事(農地防災センターの所掌事務を除く。)

- (3) 用地係

(ア) 前項第一号ホ(1)ウに規定する事務(農地防災センターの所掌事務を除く。)

第六十四条第二項第一号へ(1)を次のように改める。

- (1) 県営土地改良事業等のうち、他課に属しない事(農地防災センターの所掌事務を除く。)

第六十四条第二項第二号ロ中「園芸畜産課」を「園芸課」に改め、同号ロ(2)中「花き係」を「果樹花き係」に改め、同号ロ(3)を削り、同項第三号イに次のように加える。

- (3) 畜産係

(ア) 前項第二号イ(3)に規定する事務

第六十四条第二項第三号ロ中「野菜花き課」を「野菜課」に改め、同号ロ(3)を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 果樹花き課

- (1) 果樹係

(ア) 前項第二号ロ(2)アに規定する事務

- (2) 花き係
 - (ア) 前項第二号ロ(2)(イ)に規定する事務

第百六十四条第二項に次の一号を加える。

四 福岡県朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センター

イ 庶務課

- (1) 土地改良法の施行に関する事務のうち、筑後川下流土地改良事業及び筑後川下流地域における農地防災事業（以下この項中「事業」という。）に係る工事の事務に関する事。

- (2) 庶務に関する事。

- (3) 財務会計に関する事。

- (4) 事業に係るもので、他課に属しないこと。

ロ 工務課

- (1) 計画係

- (ア) 事業の調査及び計画に関する事。

- (イ) 事業の総合企画及び調整に関する事。

- (2) 工事係

- (ア) 事業に係る工事の施行に関する事。

- (イ) 事業に係る用地の取得及び損失の補償に関する事。

第百六十四条第三項第六号イ中「地域振興課」を「地域振興・園芸課」に改め、同号イ(1)中「地域係」を「地域・水田農業係」に改め、同号イ(1)(ア)中「第一項第二号イ(1)の下に「及び(2)」を加え、同号イ(2)中「水田農業係」を「野菜果樹係」に改め、同号イ(2)(ア)中「第一項第二号イ(2)」を「第一項第二号ロ(1)及び(2)(ア)」に改め、同号ロを削り、同条第四項第二号イ(2)中「水田農業係」を「水田農業・畜産係」に改め、同号イ(2)(ア)中「第一項第二号イ(2)」の下に「及び(3)」を加え、同号ロ中「園芸畜産課」を「園芸課」に改め、同号ロ(2)中「花き係」を「果樹係」に改め、同号ロ(2)(ア)中「第一項第二号ロ(2)」を「第一項第二号ロ(2)(ア)」に改め、同号ロ(3)及び(4)を削り、同項第三号イを次のように改める。

イ 地域振興・園芸課

- (1) 地域・水田農業係

- (ア) 第一項第二号イ(1)及び(2)に規定する事務
- (2) 野菜花き係
 - (ア) 第一項第二号ロ(1)及び(2)(イ)に規定する事務

第百六十四条第四項第三号ロを削り、同条第五項第一号二(1)(ア)、同号二(2)(ア)及び同号ホ(1)イ中「農地開発事務所」を「農地防災センター」に改め、同号ホ(1)(ウ)を次のように改める。

- (ウ) 県営土地改良事業等のうち、他課及び他係に属しないこと（農地防災センターの所掌事務を除く。）

第百六十四条第五項第一号ホ(2)(ア)中「（農地開発事務所の所掌事務を除く。）」を削り、同号ホ(3)(ア)中「農地開発事務所」を「農地防災センター」に改め、同項第一号へ(1)(ア)中「湛水^{たんすい}防除事業」を「公害防除特別土地改良事業」に、「農地開発事務所」を「農地防災センター」に改め、同号へ(2)(イ)中「公害防除特別土地改良事業」を「湛水^{たんすい}防除事業」に、「農地開発事務所」を「農地防災センター」に改め、同項第二号イ(2)中「水田農業係」を「水田農業・畜産係」に改め、同号イ(2)(ア)中「第一項第二号イ(2)」の下に「及び(3)」を加え、同号ロ中「野菜課」を「園芸課」に改め、同号ロに次のように加える。

- (3) 果樹花き係

- (ア) 第一項第二号ロ(2)に規定する事務

第百六十四条第五項第二号ハを削り、同項第三号ロを次のように改める。

ロ 園芸課

- (1) 野菜係

- (ア) 第一項第二号ロ(1)に規定する事務

- (2) 果樹係

- (ア) 第一項第二号ロ(2)(ア)に規定する事務

- (3) 花き係

- (ア) 第一項第二号ロ(2)(イ)に規定する事務

- (4) 特産係

- (ア) 農業に関する技術及び知識の普及指導に関する事務のうち、茶に係るものに関する事。

第六百六十四条第五項第三号ハを削り、同条第六項第八号イ(2)中「水田農業係」を「水田農業・畜産係」に改め、同号イ(2)(ア)中「第一項第二号イ(2)」の下に「及び(3)」を加え、同号ロ中「園芸畜産課」を「園芸課」に改め、同号ロ(2)中「果樹係」を「果樹花き係」に改め、同号ロ(2)(ア)中「第一項第二号ロ(3)」を「第一項第二号ロ(2)」に改め、同号ロ(3)を削り、同条第七項中「第六百六十二条第三項」を「第六百六十二条第一項及び第三項」に、「当該下欄に掲げる区域の事務」を「当該中欄に掲げる区域について、当該下欄に掲げる事務」に改め、同項の表を次のように改める。

福岡県八幡農林事務所 北九州普及指導センター 地域振興・園芸課野 菜果樹係	第六百六十二条第一項に規定する福岡県八幡農林事務所及び同条第三項に規定する福岡県福岡農林事務所北筑前普及指導センターの管轄区域	第三項第六号イ(2)(ア)に規定する事務のうち果樹に係るものに関すること。
福岡県行橋農林事務所 京築普及指導センター 地域振興課水田農業・ 畜産係	第六百六十二条第一項に規定する福岡県八幡農林事務所及び福岡県行橋農林事務所並びに同条第三項に規定する福岡県飯塚農林事務所田川普及指導センターの管轄区域	前項第八号イ(2)(ア)に規定する事務のうち畜産に係るものに関すること。
福岡県行橋農林事務所 京築普及指導センター 園芸課果樹花き係	第六百六十二条第一項に規定する福岡県八幡農林事務所及び福岡県行橋農林事務所 の管轄区域	前項第八号ロ(2)(ア)に規定する事務のうち花きに係るものに関すること。
福岡県福岡農林事務所 福岡普及指導センター 地域振興課畜産係	第六百六十二条第一項に規定する福岡県福岡農林事務所の管轄区域	第一項第二号イ(3)(ア)に規定する事務
福岡県朝倉農林事務所 久留米普及指導センター 地域振興課畜産係	第六百六十二条第一項に規定する福岡県朝倉農林事務所の管轄区域	第二項第三号イ(3)(ア)に規定する事務
福岡県飯塚農林事務所 飯塚普及指導センター 園芸課果樹係	第六百六十二条第一項に規定する福岡県飯塚農林事務所の管轄区域	第四項第二号ロ(2)(ア)に規定する事務
福岡県飯塚農林事務所 田川普及指導センター 地域振興・園芸課野菜 花き係	第六百六十二条第一項に規定する福岡県飯塚農林事務所の管轄区域	第四項第三号イ(2)(ア)に規定する事務のうち花きに係るものに関すること。
福岡県筑後農林事務所 南筑後普及指導センター 地域振興課水田農業 ・畜産係	第六百六十二条第一項に規定する福岡県筑後農林事務所の管轄区域	第六百六十四条第五項第二号イ(2)(ア)に規定する事務のうち畜産に係るものに関すること。

第四章第五節第七款及び第八款を次のように改める。

第七款及び第八款 削除

第一百八十条から第一百八十五条まで 削除

第二百三十一条第一項の表福岡県朝倉県土整備事務所の項中「河川課」及び「砂防課」を削る。

第二百三十三条第十一項第六号ハ中「第八項第七号ハ」を「第八項第六号ハ」に改める。

第二百六十条の二の二第一項中「農地開発事務所」を削り、同条第二項中「アジア文化交流センターの各課」の下に「労働者支援事務所」を、「女性相談支援センター保護課」の下に「高等技術専門校及び福岡障害者職業能力開発校の各課」を加え、「労働者支援事務所、高等技術専門校及び福岡障害者職業能力開発校の各課」を削り、「農林事務所の係を有しない課」の下に「朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センター庶務課」を加え、「農地開発事務所の係を有しない課」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(福岡県中小企業調停審議会規則の一部改正)

2 福岡県中小企業調停審議会規則(昭和三十三年福岡県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「中小企業振興課」を「中小企業振興局中小企業経営支援課」に改める。

(福岡県小売商業調整特別措置法施行細則の一部改正)

3 福岡県小売商業調整特別措置法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「中小企業振興課」を「中小企業振興局中小企業経営支援課」に改める。

(福岡県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部改正)

4 福岡県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則(昭和四十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「企画・地域振興部総合政策課」を「市町村・地域振興部地域振興総務課」に改める。

5 (福岡県災害救助法施行細則の一部改正)
福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改め、同条第二項中「福祉労働部長」を「福祉こども政策部長」に、「福祉労働部次長」を「福祉こども政策部次長」に改める。

別表組織の欄中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

(福岡県中小企業対策審議会規則の一部改正)

6 福岡県中小企業対策審議会規則(昭和四十一年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「中小企業振興課」を「中小企業振興局中小企業経営支援課」に、「福祉労働部労働局労働政策課」を「人材育成・活躍推進部人材活躍・労働総務課」に改める。

(福岡県中小企業診断実施規則の一部改正)

7 福岡県中小企業診断実施規則(昭和四十一年福岡県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「中小企業振興課長」を「中小企業経営支援課長」に改める。

第五条中「中小企業振興課」を「中小企業振興局中小企業経営支援課」に改める。

第九条中「中小企業振興課長」を「中小企業経営支援課長」に、「商工部中小企業振興課」を「商工部中小企業振興局中小企業経営支援課」に改める。

(福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

8 福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年福岡県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

様式第七号(裏面)及び様式第七号の二(裏面)中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

(福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部改正)

9 福岡県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十五年福岡県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第十五号中「企画・政策振興部市町村振興行政支援課」を「市町村・地域振興課」に改める。

福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部改正

10 福岡県都市公園条例施行規則(昭和五十二年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条中「人づくり・県民生活部文化振興課長」を「市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課長」に改める。

(福岡県貸金業法施行細則の一部改正)

11 福岡県貸金業法施行細則(昭和五十八年福岡県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「中小企業振興課」を「中小企業振興局中小企業経営支援課」に改める。

(福岡県総合計画審議会規則の一部改正)

12 福岡県総合計画審議会規則(昭和六十一年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「企画・地域振興部総合政策課」を「政策企画部企画総務課」に改める。

(福岡県情報公開審査会規則の一部改正)

13 福岡県情報公開審査会規則(昭和六十一年福岡県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「県民情報広報課」を「法務・県民情報課」に改める。

(福岡県行政改革審議会規則の一部改正)

14 福岡県行政改革審議会規則(平成六年福岡県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「行政経営企画課」を「行政マネジメント課」に改める。

(福岡県知事公舎条例施行規則の一部改正)

15 福岡県知事公舎条例施行規則(平成七年福岡県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「秘書室長」を「政策企画部秘書・政策室長」に改める。

(福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則の一部改正)

16 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例施行規則(平成七年福岡県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「福祉労働部長」を「福祉こども政策部長」に、「人づくり・県民生活部長」を「人材育成・活躍推進部長」に改める。

第十二条中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

(福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センター)の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

17 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成八年福岡県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

(福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

18 福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「人づくり・県民生活部社会活動推進課」を「市町村・地域振興部地域振興総務課共助社会づくり推進室」に改める。

(福岡県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正)

19 福岡県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則(平成十一年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「行政経営企画課」を「行政マネジメント課」に改める。

(福岡県労働政策審議会規則の一部改正)

20 福岡県労働政策審議会規則(平成十二年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「福祉労働部労働局労働政策課」を「人材育成・活躍推進部人材活躍・労働総務課」に改める。

(福岡県社会福祉審議会規則の一部改正)

21 福岡県社会福祉審議会規則(平成十二年福岡県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。
(福岡県大規模小売店舗立地審議会規則の一部改正)

22 福岡県大規模小売店舗立地審議会規則(平成十二年福岡県規則第一百七号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第八条中「中小企業振興課」を「中小企業振興局中小企業経営支援課」に改める。

(福岡県男女共同参画審議会規則の一部改正)

23 福岡県男女共同参画審議会規則(平成十三年福岡県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改める。

(福岡県障がい者介護給付費等不服審査会条例施行規則の一部改正)

24 福岡県障がい者介護給付費等不服審査会条例施行規則(平成十八年福岡県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

(福岡県立公文書館条例施行規則の一部改正)

25 福岡県立公文書館条例施行規則(平成二十四年福岡県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「行政経営企画課」を「法務・県情報課」に改める。

(福岡県職業能力開発促進条例施行規則の一部改正)

26 福岡県職業能力開発促進条例施行規則(平成二十五年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第一百一条」を「第八十六条の十五」に、「第一百四条」を「第八十六条の十八」に改める。

第十一条中「第二十二條」を「第十三条」に改める。

(福岡県いじめによる重大事態再調査委員会規則の一部改正)

27 福岡県いじめによる重大事態再調査委員会規則(平成二十六年福岡県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改める。

(福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則の一部改正)

28 福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則(平成二十九年福岡県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

(福岡県スポーツ推進審議会規則の一部改正)

29 福岡県スポーツ推進審議会規則(令和二年福岡県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改める。

(福岡県文化芸術振興審議会規則の一部改正)

30 福岡県文化芸術振興審議会規則(令和二年福岡県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「人づくり・県民生活部文化振興課」を「市町村・地域振興部文化局文化政策課」に改める。

福岡県条例の公布等に関する条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十五号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中

「企画・地域振興部(第十九条の二)第十九条の三)

人づくり・県民生活部(第十九条の四)第十九条の六)」を

「政策企画部(第十九条の二)第十九条の三)

市町村・地域振興部(第十九条の四)第十九条の五) に、「福祉労働部」を「福

人材育成・活躍推進部(第十九条の六)第十九条の七)」

福祉こども政策部」に改める。

第八条の三(見出しを含む。)中「下水道課」を「上下水道課」に改める。

第十一条の二第二項中「福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センター」を

「福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センター

福岡県朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センター」に改め、同条第三項各号列記以

外の部分中「並びに」を、「福岡県朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センターの長並

びに」に改める。

第十四条第二項中「農地開発事務所」を削る。

第十四条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前条第二項に掲げる工事関係事務所の農林事務所の支所のうち、朝倉農林事務所筑

後川水系農地防災センターの長に、前条第一項第一号に掲げる当該支所に係る事務を委任する。

第十九条の四及び第十九条の五を削り、第十九条の六を第十九条の四とし、同条の次に次の三条を加える。

(アジア文化交流センター所長委任事項)

第十九条の五 福岡県立アジア文化交流センター所長に、次に掲げる事務を委任する。

一 福岡県立アジア文化交流センターの管理及び運営に関する事務

この号中福岡県立アジア文化交流センター条例(平成十七年福岡県条例第十二号

)を「条例」、福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則(平成十七年福岡県

規則七十二号)を「規則」という。

イ 条例第三条第二項ただし書の規定に基づき、使用料を還付すること。

ロ 条例第四条の規定に基づき、使用料を減額し、又は免除すること。

ハ 規則第二条第二項の規定に基づき、臨時に休館し、又は開館すること。

ニ 規則第三条第二項の規定に基づき、臨時に開館時間等を変更すること。

ホ 規則第四条の規定に基づき、管理及び利用の手續を定めること。

ヘ 規則別表第二の一に掲げる普通観覧料のうち特別展示の観覧料及び同表の二(イ

に掲げる写真撮影等料金のうちその他の写真撮影等料金を定めること。

(女性相談支援センター所長委任事項)

第十九条の六 福岡県女性相談支援センター所長に、次の各号に掲げる事務を委任する

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第

三十一号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第三条第三項から第六項までの規定に基づき、配偶者暴力相談支援センターに関する業務を行うこと。

ロ 法第五条の規定に基づき、女性自立支援施設において被害者の保護を行うこと。

ハ 法第十四条第二項及び第三項の規定に基づき、裁判所の求めに応じて、書面の提出又は説明を行うこと。

二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第九条第三項第一号の規定に基づき、困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について相談に応ずること又は法第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

ロ 法第九条第三項第二号の規定に基づき、困難な問題を抱える女性の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

ハ 法第九条第三項第三号の規定に基づき、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

ニ 法第九条第三項第四号の規定に基づき、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

ホ 法第九条第三項第五号の規定に基づき、困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

ヘ 困難な問題を抱える女性の関係機関への移送又は保護の委託に関する事務を行うこと。

（高等技術専門校長及び障害者職業能力開発校長委任事項）

第十九条の七 高等技術専門校長及び障害者職業能力開発校長に、次に掲げる事務を委任する。

一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第二十三条第二項の規定に基づき、職業訓練を受ける求職者に訓練手当を支給すること。

二 高等技術専門校等の管理及び運営に関する事務

この号中福岡県職業能力開発促進条例（平成二十四年福岡県条例第六十号）を「条例」、福岡県職業能力開発促進条例施行規則（平成二十五年福岡県規則第一号）を「規則」という。

イ 公の施設条例第十三条の規定に基づき、訓練生が同条各号の一に該当すると認めるとき、退校させ、又は訓練を受けることを停止すること。

ロ 条例第七条第一号の規定に基づき、中学校を卒業した者又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めること。

ハ 条例第八条の規定に基づき、入校を許可すること。

ニ 条例第九条の規定に基づき、訓練生の退校を許可すること。

ホ 規則第四条ただし書の規定に基づき、休校日を変更し、又は臨時休校すること。

ヘ 規則第五条の規定に基づき、募集要項を作成し、及び掲示するとともに、募集に必要な措置を講ずること。

ト 規則第六条の規定に基づき、入校願書を受領すること。

チ 規則第六条第一項第一号括弧書の規定に基づき、卒業を証明する書類の提出の省略を認めること。

リ 規則第六条第一項第四号の規定に基づき、必要と認める書類を決定すること。

ヌ 規則第七条第一項の規定に基づき、応募者につき、公共職業安定所長と協議して選考を行うこと。

ル 規則第七条第三項の規定に基づき、入校の許可について、当該本人及び公共職業安定所長に通知すること。

ヲ 規則第八条の規定に基づき、訓練生が提出する誓約書及び健康診断書を受領すること。

ワ 規則第八条ただし書の規定に基づき、健康診断書の提出の省略を認める基準を定めること。

カ 規則第九条の規定に基づき、欠席届及び医師の診断書その他欠席の理由を明らかにすること。

かにした書面を受領すること。

ヨ 規則第十条第一項の規定に基づき、退校願を受領すること。

タ 規則第十条第二項の規定に基づき、退校の許可について、当該本人に通知すること。

レ 規則第十二条の規定に基づき、退校について、公共職業安定所長に通知すること。

ソ 規則第十三条第一項の規定に基づき、訓練生の技能及びこれに関する知識の程度が進級に値すると認め、進級させること。

ツ 規則第十三条第二項の規定に基づき、所定の課程を修了した訓練生に対し修了証書を交付すること。

ネ 規則第十四条の規定に基づき、訓練生指導要録を作成すること。

ナ 規則第十五条の規定に基づき、訓練生を表彰すること。

第二十条第四項第十三号イ中「第二十七条第一項」を「法第六十一条第一項」に改め

、「同条第五項第三号ト中「第八条」を「第八条第一項及び第二項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「開設届」の下に「又はオンライン診療受診施設を設置届」を加え、

同号チ中「又は助産所」を「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号リ中「診療所又は助産所」を「診療所、助産所又はオンライン診療受診施設」に、「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設設置者」に

、「失そう届」を「失踪届」に改め、同号カ中「又は助産所」を「若しくは助産所」に改め、「開設者」の下に「又はオンライン診療受診施設設置者」を加え、同号レ中「開設者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設設置者」を加え、同号オ中「第八

条」を「第八条第一項及び第二項」に改め、同条第九項中「人づくり・県民生活部」を

「人材育成・活躍推進部」に改め、同条第十項から第十五項までの規定中「福祉労働部

」を「福祉こども政策部」に改め、同条第十六項中「環境保全課」を「水・大気環境課

」に改め、同項第一号ラ中「届出（）」の下に「法」を加え、同条第十八項中「監視指導課」を「産業廃棄物監視指導課」に改め、同条第二十一項を削り、同条第二十項中「県

土整備部水資源対策課水道整備室」を「建築都市部上下水道課上水道事業室」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20 保健福祉環境事務所に、次に掲げる建築都市部建築指導課関係の事務を委任する

一 浄化槽法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第五条第三項の規定に基づき、浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずること。

ロ 法第五条第四項の規定に基づき、浄化槽の設置等の届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。

ハ 法第十二条の五第四項の規定に基づき、設置計画の協議を受け、及びその協議に同意すること（同条第五項において準用する場合を含む。）。

第二十三条第二項中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改め、同項第一号イ中「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改める。

第二十四条中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第四十条第一項を削り、同条第二項中「商工部工業保安課」を「総務部防災危機管理局消防保安課」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 中小企業振興事務所に次の各号に掲げる商工部中小企業振興局中小企業経営支援課関係の事務を委任する。

一 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第七条第二項の規定に基づき、特定商工業者の基準引上げを許可すること。

ロ 法第十条第二項及び第三項の規定に基づき、法定台帳作成期間の延長を許可し、通知をすること。

ハ 法第十二条第一項の規定に基づき、負担金を賦課することを許可すること。

ニ 法第四十六条第五項の規定に基づき、定款変更の届出を受領すること。

ホ 法第五十七条の規定に基づき、収支決算等の報告を受領すること。

ヘ 法第五十八条第一項の規定に基づき、商工会議所から報告を徴し、又は業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査すること。

二 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

- イ 法第二十三条第一項の規定に基づき、商工会の設立認可の申請を受領すること。
- ロ 法第二十三条第三項の規定に基づき、関係市町村長の意見を聴くこと（法第四十四条第四項（法第四十八条第五項において準用する場合を含む。）及び法第五十二条の二第五項において準用する場合を含む。）。
- ハ 法第二十四条の規定に基づき、商工会の設立の認可又は不認可の処分をし、その旨を通知すること（法第四十四条第四項（法第四十八条第五項において準用する場合を含む。）及び法第五十二条の二第五項において準用する場合を含む。）。
- ニ 法第四十二条第五項の規定に基づき、臨時総会の招集を承認すること（法第四十八条第五項において準用する場合を含む。）。
- ホ 法第四十四条第二項の規定に基づき、定款の変更申請を受領すること（法第四十八条第五項において準用する場合を含む。）。
- ヘ 法第四十九条の規定に基づき、商工会の決算関係書類を受領すること。
- ト 法第五十条第一項の規定に基づき、商工会に対して、その業務に関し報告をさせ、又は所属職員に立入検査をさせること。
- チ 法第五十二条第二項の規定に基づき、商工会の解散届を受領すること。
- リ 法第五十二条の二第二項の規定に基づき、商工会の合併の認可申請を受領すること。
- ヌ 法第五十三条の規定に基づき、清算人を選任すること。
- ル 法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき、清算人の財産処分の方法を認可すること。
- ヲ 法第五十四条の三の規定に基づき、清算結了の届出を受領すること。
- 三 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務（各中小企業振興事務所の管轄区域にまたがる区域を単位とする商店街振興組合連合会に係る事務を除く。）
- イ 法第三十六条第一項及び第三項の規定に基づき、組合の設立を認可し、及び認可又は不認可の通知をすること。
- ロ 法第四十五条の規定に基づき、役員の名等の変更の届出を受領すること。

- ハ 法第五十九条の規定に基づき、臨時総会の招集を承認すること（法第五十五条第五項において準用する場合を含む。）。
- ニ 法第六十二条第二項及び第三項の規定に基づき、定款の変更を認可し、及び認可又は不認可の通知をすること。
- ホ 法第七十二条第二項の規定に基づき、組合の解散の届出を受領すること。
- ヘ 法第七十三条第三項及び第四項の規定に基づき、組合の合併を認可し、及び認可又は不認可の通知をすること。
- ト 法第八十一条の規定に基づき、組合員の請求を受け、業務又は会計の状況を検査すること。
- チ 法第八十二条の規定に基づき、決算関係の書類を受領すること。
- リ 法第八十三条の規定に基づき、毎年一回を限り、報告を徴すること。
- ヌ 法第八十四条第一項の規定に基づき、業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又は検査すること。
- ル 法第八十五条の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- ヲ 法第八十六条の規定に基づき、組合に対し解散を命ずること。
- チ 第五十条第八項中「企画・地域振興部総合政策課」を「総務部行政マネジメント課」に改め、同項第一号二中「企画・地域振興部長」を「総務部長」に改め、同条第九項第一号中「第三十三条第一項及び第二項」を「第三十三条第一項から第三項まで」に改める。
- 第六十五条の二を削る。
- 第七十条第五項第一号キ、ノ、マ及びフ中「ケ」を「テ」に改め、同号フを同号アとし、同号中ウからケまでをクからテまでとし、ムの次に次のように加える。
- ウ 法第五十八条の十一第一項の規定に基づき、法第五十八条の九各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため、河川協力団体に対し、その業務に関する報告をさせること。
- ホ 法第五十八条の十一第二項の規定に基づき、法第五十八条の九各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していない河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- ノ 法第五十八条の十二の規定に基づき、河川協力団体に対し、その業務の実施に

関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うこと。
 オ 法第五十八条の十三の規定に基づく河川協力団体が行う協議に応ずること（口、チからルまで及びソの規定に基づく委任事務に係るものに限る。）。
 第七十条第五項に次の一号を加える。

五 福岡県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年福岡県条例第三十五号）第五条の規定に基づき、占用料の減免（第一号チの規定に基づく委任事務に係るものに限る。）を行うこと。

第七十条第十二項及び第七十二条中「下水道課」を「上下水道課」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十六号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
 別表の一の表第一号の三中「の1」を削り、別表の一の表第五号の二の次に次のように加える。

5の3	市町村連携推進監	上司の命を受け、市町村との連携及び各部局との調整に関する事務を掌理する。
-----	----------	--------------------------------------

別表の一の表第九号の四の二中「広報監」を「健康管理監」に、「広報及び広聴に関する事務」を「総務部行政マネジメント課の事務のうち職員の健康管理等に関するもの

」に改め、同表第九号の五中「県民情報広報課」を「法務・県民情報課」に改め、同表第九号の六中「健康管理監」を「防災危機管理専門監」に、「総務部総務事務厚生課の事務のうち職員の健康管理等」を「防災危機管理に関する事務のうち、専門事項」に改め、同表第九号の六の二中「防災危機管理専門監」を「政策監」に、「防災危機管理に関する事務のうち、専門事項」を「政策企画部秘書・政策室の事務のうち県の重要施策及び重要事業等」に改め、同表第九号の六の三中「企画・地域振興部市町村振興局政策支援課」を「市町村・地域振興部市町村政策支援課」に改め、同号を同表第九号の六の四とし、同表第九号の六の二の次に次のように加える。

9の6の3	広報監	上司の命を受け、広報及び広聴に関する事務を掌理する。
-------	-----	----------------------------

別表の一の表第九号の七中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。
 別表の二の表第十一号の二の三の次に次のように加える。

11の2の4	地域調整監	上司の命を受け、当該出先機関の農業農村整備事業に関する事務を分担処理する。
11の2の5	農地防災調整監	上司の命を受け、当該出先機関の農地防災に関する事務を分担処理する。

別表の二の表中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、同号の次に次のように加える。

25	労働主幹	上司の命を受け、労働相談及び就業支援に関する事務のうち複雑又は困難なものを処理する。
----	------	--

別表の二の表中第二十八号を削り、第二十八号の二を第二十八号とし、別表の備考中「第二十四号」を「第二十三号」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第4号

本 庁

出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表新県立美術館建設事務関係の項所属機関名の欄中「文化振興課」を「文化政策課」に改め、同表公害対策事務関係の項所属機関名の欄中「環境保全課」を「水・大気環境課」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第5号

本 庁

出 先 機 関

福 岡 県 警 察 本 部

福 岡 県 教 育 庁

福岡県監査委員事務局

福岡県人事委員会事務局

福岡県労働委員会事務局

福岡県議会事務局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号の五の二を次のように改める。

十三の五の二 健康管理監 組織規則第八条第十六項に規定する健康管理監をいう。

第二条中第十三号の七を削り、第十三号の七の二を第十三号の七とし、第十三号の七の三を第十三号の七の四とし、第十三号の七の次に次の二号を加える。

十三の七の二 政策監 組織規則第八条第十六項に規定する政策監をいう。

十三の七の三 広報監 組織規則第八条第十三項に規定する広報監をいう。

第六条第六項中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改める。

第七条の表知事部局の部副知事の決裁事項の項中「秘書室にあつては室長、」を削り

、同部課長の決裁事項の項中「広報監」を「健康管理監」に、「健康管理監、防災危機

管理専門監」を「防災危機管理専門監、政策監、広報監」に改め、同部県税事務所及び

農地開発事務所のうち「及び農地開発事務所」を削り、同部農林事務所の課所長の専決

事項の項中「普及指導センター」の下に「及び農地防災センター」を加え、同表警察

の部財務担当所長の決裁事項の款福岡県警察交通機動隊の項を削り、同表監査委員事務

局の部に次のように加える。

総務課副課長の決裁事項	総務課課長補佐	総務課長が指定する者
-------------	---------	------------

第七条の表人事委員会事務局の部総務課副課長の決裁事項の項を削り、同表注2中「

防災企画課長」を「危機管理課長」に改める。

第十条の表第二号決裁事項の欄中「秘書室及び」を削る。

第十五条の四中「総務事務厚生課長」を「行政マネジメント課長」に改める。

第十六条第六号に次のように加える。

ロ 規則第二十二條第一項の規定に基づき、規則第二条第九号に規定する財務担当

課長が作成する予算執行計画書の内容を決定すること。

第十六条第七号を次のように改める。

七 削除

第二十一条の二第二項中「福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センター」を「福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センター」に改める。

第二十一条の六の次に次の一条を加える。

(福岡県朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センター長専決事項)

第二十一条の六の二 農地防災センター長に、次に掲げる事務を専決させることとする。

一 第二十一条第三号イ及びト並びに第八号に規定する事務(同条第三号イ及びトに規定する事務については所属職員に係るものに限る。)

二 所属職員(役付職員を除く。)の昇任、降任、配置換、転任及び退職の内申について所長に意見を述べること。

第二十二条第二項第二号中「、農地開発事務所」を削る。

第二十二条の三第二項中「除く。」、農地開発事務所を「除き、農地防災センターを含む。）」に改め、同条第三項中「県土整備事務所」を「農地防災センターの各課長

についての第一項第一号口の規定の適用については、同号口中「所長」とあるのは、「センター長」とし、県土整備事務所」に、「第一項第一号口」を「同号口」に改める。

第二十三条第三項中「、農地開発事務所」を削る。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

(農地防災センターにおける財務会計に関する事務の専決)

第二十三条の三の二 農地防災センターの庶務課長に次に掲げる事務を専決させることとする。

一 委任規則第十二条第一項第四号、第十三号から第十五号までに規定する事務

別表一第十項課長専決事項の下欄中「企画・地域振興部調査統計課長」を「総務部統計課長」に改め、同表第十項の二中「条例第十條第一項及び第二項」を「法第十條又は条例第十條」に、「必要と認めるとき、公聴会の開催、意見書の受取、協議会における協議等申請に関する」を、「申請者以外の者の」に改め、同項部長等専決事項の欄中「し、告示し、及び申請者に対し通知すること(重要な変更を含む。）」並びに施行規則第五條の規定に基づき座長を指名し、及び申請の者に対し通知すること並びに施行規則第五條の規定に基づき座長を指名

」を削り、同欄第二号から第七号までを削り、同欄第八号中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改め、同号を同欄第二号とし、同欄第九号から第十七号までを六号ずつ繰り上げ、同表第十一項課長専決事項の上欄第九号、第十四号から第十七号及び第十九号から第二十号までの規定中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改め、同項課長専決事項の下欄第七号中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改め、同表第十二項副知事専決事項の欄中「、会計管理局長及び秘書室長」を「及び会計管理局長」に改め、同項課長専決事項の上欄第二号、第十二号及び第十七号中「企画・地域振興部、人づくり・県民生活部」を「政策企画部、市町村・地域振興部、人材育成・活躍推進部」に、「福祉労働部」を「福祉子ども政策部」に改め、同表第十三項課長専決事項の上欄中「秘書室長、総務部行政経営企画課長、企画・地域振興部総合政策課長、人づくり・県民生活部社会活動推進課長」を「総務部行政マネジメント課長、政策企画部企画総務課長、市町村・地域振興部地域振興総務課長、人材育成・活躍推進部人材活躍・労働総務課長」に、「福祉労働部」を「福祉子ども政策部」に改め、同表第十四項副知事専決事項の欄中「、会計管理局長及び秘書室長」を「及び会計管理局長」に改め、同表第十八項中「秘書室長」を「政策企画部秘書・政策室長」に改め、同表注2を削り、同表注3を同表注2とする。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第二十号

本 庁

出先機関

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項から七の項までの規定中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改め、同表九の項を次のように改める。

九	削	除			
---	---	---	--	--	--

別表第一の十六の項及び二十の項中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改め、同表二十三の項中「行政経営企画課長、企画・地域振興部長」を「行政マネジメント課長、政策企画部長」に、「総合政策課長、人づくり・県民生活部長印にあつては社会活動推進課長」を「秘書・政策室長、市町村・地域振興部長印にあつては地域振興総務課長、人材育成・活躍推進部長印にあつては人材活躍・労働総務課長」に、「福祉労働部長」を「福祉子ども政策部長」に改め、同表二十五の項中「市町村振興局長印にあつては市町村振興局政策支援課長、空港対策局長印にあつては空港対策局空港政策課長」を削り、「国際政策課長」の下に、「空港・交通政策局長印にあつては空港・交通政策局空港政策課長、文化局長印にあつては文化局文化政策課長、労働政策局長印にあつては労働政策局就業支援課長」を加え、「労働局長印にあつては労働局労働政策課長」を削り、「調整課長」の下に、「中小企業振興局長印にあつては中小企業振興局中小企業経営支援課長」を加え、同表三十五の項中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改め、同表三十六の五の項及び三十六の六の項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同表三十六の二十一の項の次に次のように加える。

三十六の二十	福岡県朝倉農林事務所長印	36の22	てん書	方	二〇	福岡県事務決裁規程に基づき朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センター長が専決する事務	朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センター長
--------	--------------	-------	-----	---	----	---	-----------------------

別表一の四十四の二の項を削り、同表四十八の三の項中「下水道課」を「上下水道課」に改め、同表六十の項中「行政経営企画課長」を「法務・県民情報課長」に改め、同表六十の三の項中「行政経営企画課」を「法務・県民情報課」に改める。

別表二中

9

福岡県知事

を

9、10

削除

に、

35

福岡県総務部行政経営企画課長印

を

35

福岡県総務部法務・県民情報課長印

に、

36の21

福岡県女性相談支援センター所長印

を

36の21

福岡県女性相談支援センター所長印

36の22

福岡県朝倉農林事務所長印
筑後川水系農地防災センター

に改め、

44の22

福岡県秘書室出納員印

を削る。

様式第五号中「~~法務・県民情報課~~」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第二十一号

本 庁

出先機関

福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令

福岡県競争入札制度審査会規程（昭和四十年六月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改める。

第七条第二項の表中「下水道課」を「上下水道課」に、「企画課」を「県土整備企画

課」に、「建築都市部建築都市総務課」を「建築都市部建築都市総務課契約室」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第二十二号

本 庁

財 務 担 当 所

福 岡 県 警 察 本 部

福 岡 県 教 育 庁

福岡県監査委員事務局

福岡県人事委員会事務局

福岡県労働委員会事務局

福岡県議会事務局

福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する訓令

福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程（昭和五十三年十二月福岡県訓令第二十二号）の一部を次のように改める。

別表一の表県土整備部指名委員会の項中「企画交通課」を「県土整備企画課」に改め、同表建築都市部指名委員会の項中「総務課」の下に「契約室」を加え、別表二の表福岡県筑後川水系農地開発事務所指名委員会の項中「筑後川水系農地開発事務所」を「朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センター」に、「総務課」を「庶務課」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第二十三号

本 庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程（昭和四十二年六月福岡県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

企画・地域振興部	総合政策課副課長
人づくり・県民生活部	社会活動推進課副課長

を

政策企画部	企画総務課副課長
市町村・地域振興部	地域振興総務課副課長
人材育成・活躍推進部	人材活躍・労働総務課副課長

に改め、同表福祉労働部の項

中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条第二

項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第二十四号

本 庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程（昭和五十一年十二月福岡県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務部長」の下に「人材育成・活躍推進部長」を加え、「福祉労働部長」を「福祉子ども政策部長」に改め、「商工部長」を削る。

第三条第一項の表総務部の項の次に次のように加える。

人材育成・活躍推進部	人材活躍・労働総務課長
------------	-------------

第三条第一項の表中

福祉労働部	福祉総務課長
労働局	労働政策課長

を

福祉子ども政策部	福祉総務課長
----------	--------

に改め、同表環境部の項中「環

境保全課長」を「水・大気環境課長」に改め、同表商工部の項を削る。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項を次のように改める。

知事部局	土木審議監 部長 会計管理者 会計管理局长 理事 技監 局長 秘書・政策室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 市町村 連携推進監 水資源対策長 医監 食の安全総合調整監 課長 室長 副課長 参事 監察監 企画監 広報監 地域政策監 情報 企画監 産業企画監 健康管理監 県政情報監 防災危機管理専門 監 監査指導監 建設監理監 政策監 課長補佐 室長補佐 監察 員 人事課の参事補佐、企画主幹、主幹、係長、企画主査、指導主 査、事務主査、主任主事及び主事 財政の予算担当の企画主幹及び 企画主査 財産活用課の管理第一係長 総務事務厚生課の人事、服 務又は公務災害補償担当の企画主幹又は企画主査 統計課の人事又 は服務担当の企画主幹又は企画主査 秘書・政策室の参事補佐、企 画主幹、主幹、係長、企画主査、指導主査、事務主査及び各係の上 席の主任主事又は主事 企画総務課の総務係長 地域振興総務課の 総務係長 人材活躍・労働総務課の総務係長 保健医療介護総務課 の総務係長 福祉総務課の総務係長 環境政策課の総務係長 商工 政策課の総務係長 農林水産政策課の総務係長 県土整備総務課の 総務係長 建築都市総務課の総務係長
------	--

同表教育委員会事務局の項中「総務企画課の総務秘書係長」を「総務課の秘書広報係長」に改める。

別表第二の表中

アジア文化交流センター	所長 副所長
女性相談支援センター	所長

改める。

消費生活センター	所長
アジア文化交流センター	所長 副所長
労働者支援事務所	所長
女性相談支援センター	所長
高等技術専門校	校長 副校長 庶務課長 訓練第一課長(大牟田及び小倉の高等技術専門校に限る。)
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長
保健環境研究所	所長 副所長 管理部長 総務課長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
児童相談所	所長 副所長 里親・施設課長
福岡学園	園長 児童自立支援監 庶務課長
障がい者更生相談所	所長 知的障がい者支援課長
子ども療育センター新光園	園長 副園長 事務長 経営管理課長 総看護長

消費生活センター	所長
保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所	所長 保健監 副所長 環境長 課長
保健環境研究所	所長 副所長 管理部長 総務課長
精神保健福祉センター	所長 副所長 総務企画課長
食肉衛生検査所	所長 と畜検査第一課長
児童相談所	所長 副所長 里親・施設課長
福岡学園	園長 児童自立支援監 庶務課長
障がい者更生相談所	所長 知的障がい者支援課長
子ども療育センター新光園	園長 副園長 事務長 経営管理課長 総看護長
労働者支援事務所	所長
高等技術専門校	校長 副校長 庶務課長 訓練第一課長(大牟田及び小倉の高等技術専門校に限る。)
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長

に

を

別表第二農林事務所の項を次のように改める。

農林事務所	所長 副所長 センター長 地域調整監 農地防災調整監 課長(北九州及び京築の普及指導センターに置かれるものを除き、福岡、朝倉、久留米、飯塚、南筑後及び八女の普及指導センターにおいては地域振興課長、北筑前及び田川の普及指導センターにおいては地域振興・園芸課長に限る。) 出張所長
-------	--

別表第二農地開発事務所の項を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。